第２次
東近江市男女共同参画推進計画

平成 29（2017）年３月

東　近　江　市

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、急速な少子高齢化と人口減少の進展、雇用形態の多様化や就労環境の変化等、時代は大きな転換期を迎えています。

このような状況の中、市民が将来に希望を抱き、活力に富んだ住みたくなるまちを築くためには、誰もが人権を尊重され、男女が共にいきいきと活躍し、多様な生き方、働き方が選択できる男女共同参画社会の実現が不可欠となります。

本市では、平成24年３月に「一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現」を基本目標とし、「東近江市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定しました。また、平成26年12月には、市、市民及び事業者の責務を定めた「東近江市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画施策の推進に努めてまいりました。しかし、依然として、性別を起因とした多くの課題が残っており、継続した取組が求められます。

このたび、市民意識調査の結果やこれまでの事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進を図るため、「第２次東近江市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。併せて、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性の活躍を支援するための施策を推進してまいります。

本計画の推進のためには、市民、事業者及び関係機関の皆様と協働のもと着実な取組を進めていくことが重要と考えておりますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり真摯に御審議いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました東近江市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等に御協力を賜りました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成29年３月

東近江市長　小森正清

目　　次

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画の位置づけ …… 1
３　計画の期間 …… 2

第２章　計画策定の背景

１　国の動き …… 3
２　滋賀県の動き …… 3
３　東近江市の動き …… 4

第３章　本市の男女共同参画の現状と課題

１　男女共同参画の意識 …… 5
２　働く場における男女共同参画 …… 7
３　ワーク・ライフ・バランス …… 10
４　家庭や地域における男女共同参画 …… 12
５　誰もが安心して暮らせる社会 …… 14

第４章　計画の基本的な考え方

１　計画の理念 …… 18
２　実現のための指針 …… 18
３　目標 …… 19
４　計画の施策体系 …… 20

第５章　具体的施策の内容

目標１　男女共同参画の理解と意識の浸透 …… 21
目標２　女性の活躍を支援するための基盤づくり …… 24
目標３　ワーク・ライフ・バランスの実現 …… 27
目標４　家庭や地域における男女共同参画の推進 …… 30
目標５　男女の人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくり …… 32

第６章　計画の総合的な推進 …… 36

資料編 …… 37

第1章　計画策定に当たって

1　計画策定の趣旨

本市では、平成19（2007）年度から「東近江市男女共同参画推進計画」に基づき、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めてきました。

また、平成26（2014）年12月には市、市民及び事業者の役割を明確にし、より一層の推進を図るため、「東近江市男女共同参画推進条例」を制定しました。

しかしながら、平成27（2015）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分担意識やワーク・ライフ・バランス※① の推進をはじめとする男女共同参画を取り巻く様々な課題が残されています。

一方、国においては、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により将来の労働力不足が懸念される中、平成27（2015）年８月に働く場において女性が能力を十分に発揮できるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

こうした状況を踏まえ、東近江市における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性の活躍を進めるため、「第２次東近江市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

2　計画の位置づけ

(1)　この計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけ、国の「男女共同参画基本計画（第４次）」と滋賀県の「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」の内容と整合性をとっています。

(2)　この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定される市町村基本計画として位置づけます。

(3)　この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される市町村推進計画として位置づけます。

(4)　この計画は、「東近江市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画として策定したものであり、「第２次東近江市総合計画」及び本市の関連する各種計画と整合性をとっています。

※①　ワーク・ライフ・バランス
【誰もが人生の段階に応じて、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。】

３　計画の期間

この計画の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの５年間とします。

なお、社会情勢や計画の進捗状況により必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章　計画策定の背景

1　国の動き

国においては、平成11（1999）年６月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年12月には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、今後実施する基本的な方向性や具体的な取組が示されました。

その後、平成17（2005）年12月には、「男女共同参画基本計画（第２次）」が策定され、平成32（2020）年までに、社会における指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30％になるよう取組を推進するとともに、科学技術や防災、まちづくりなどの新たな分野での取組が追加されました。

平成19（2007）年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。この行動指針を受けて、平成22（2010）年12月には、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来等に伴う課題を解決するため、「男女共同参画基本計画（第３次）」が策定されました。

近年では、女性の活躍によって国の経済再生を図るため、平成27（2015）年８月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

その後、同年12月に男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍などの新たな項目を含めた「男女共同参画基本計画（第４次）」が策定されました。

2　滋賀県の動き

滋賀県においては、平成９（1997）年９月に男女共同参画懇話会から「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」提言され、これを受けて翌年に「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが2010プラン～」が策定されました。

平成13（2001）年12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定され、その後、平成19（2007）年８月に、男女共同参画審議会から「滋賀県男女共同参画計画の改定にあたっての基本的な考え方について」の答申を受け、平成20（2008）年２月に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（第２次改訂版）～」が策定されました。

平成23（2011）年３月に「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」が策定され、平成27（2015）年４月に、男女共同参画の実現に向けての取組と女性が活躍できる仕組づくりを推進するため、総合政策部男女共同参画課を改組して、商工観光労働部に「女性活躍推進課」が設置されました。

さらに、平成28（2016）年３月に「滋賀県男女共同参画計画」に「滋賀県女性活躍推進計画」を一体化させた新たな計画として「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」が策定されました。

3　東近江市の動き

平成17（2005）年２月及び平成18（2006）年１月の２度の合併により誕生した東近江市は、「男女がともに安心して暮らせる、市民一人ひとりが主役となる、活気に満ちたまちの創造」を目指し、平成19（2007）年３月に「東近江市男女共同参画推進計画」（以下「１次計画」という。）を策定し、施策を推進してきました。

その後、県内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、１次計画の進捗状況に応じて見直しを行い、１次計画の中間年に当たる平成24（2012）年３月に、後期５年間の行動指針として「東近江市男女共同参画推進計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を策定しました。

後期計画では、地域防災等への女性の参画推進、男性や若者に対する啓発の充実、男女間の暴力に対する対策の推進等の取組に新たな施策を追加しました。

平成26（2014）年12月には、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すため、「東近江市男女共同参画推進条例」を制定しました。

第３章　本市の男女共同参画の現状と課題

男女共同参画についてのこれまでの取組の成果や平成２７年度に実施した市民意識調査の結果から本市の現状と課題をまとめました。

1　男女共同参画の意識

「男は仕事、女は家事・育児」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について、「賛成」の割合が女性で28.7％、男性では43.3％となっています。一方、「反対」の割合が女性で57.6％、男性では41.1％となっており、女性は反対の人が、男性は賛成の人が多くなっています。（図１）平成23年度調査と比較しても、この傾向は変わらず、男女間の意識の差が大きい状況です。前回調査より、男女とも否定的な意見が増加していますが、実際の家庭内での役割分担は、子育てや家族の介護などを含め家事労働は高い割合で女性によって担われており、男性は仕事中心の生活となっているという現状にあります。（図11-１、図11-２）

男女の地位が最も平等であると考えられているのは、女性では「学校教育の中で」、男性では「家庭生活の中で」となっており、最も不平等と考えられているのは男女ともに「社会通念・慣習・しきたり等で」が男女とも６割以上が不平等と感じています。（図２）

このようなことから、一人一人の個性や能力を発揮する機会や生き方の自由な選択が阻まれることがないように、今後とも広く市民に男女共同参画意識の浸透を図るとともに男女共同参画意識の啓発を進めていくことが必要です。学校のみならず家庭、地域及び職場であらゆる世代に対し、多様な教育や学習機会の確保が求められます。

【固定的な性別役割分担意識】　（図１）

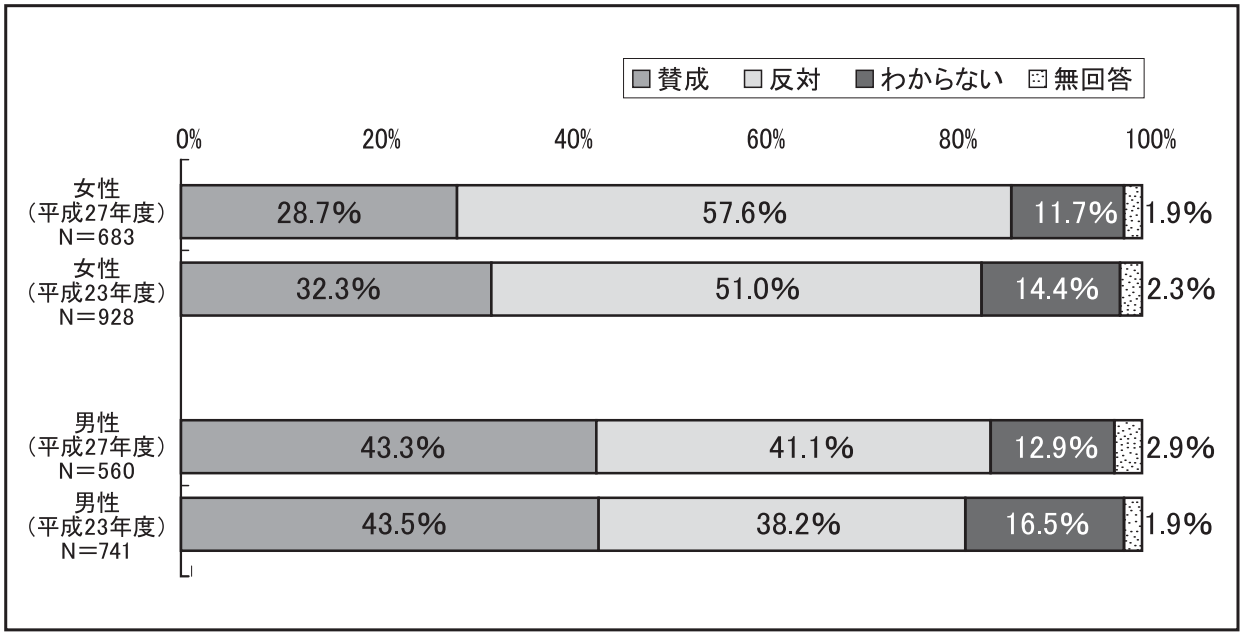

資料：平成23年度・27年度男女共同参画に関する市民意識調査(N=集計母数)

【男女の地位の平等感】　（図２）

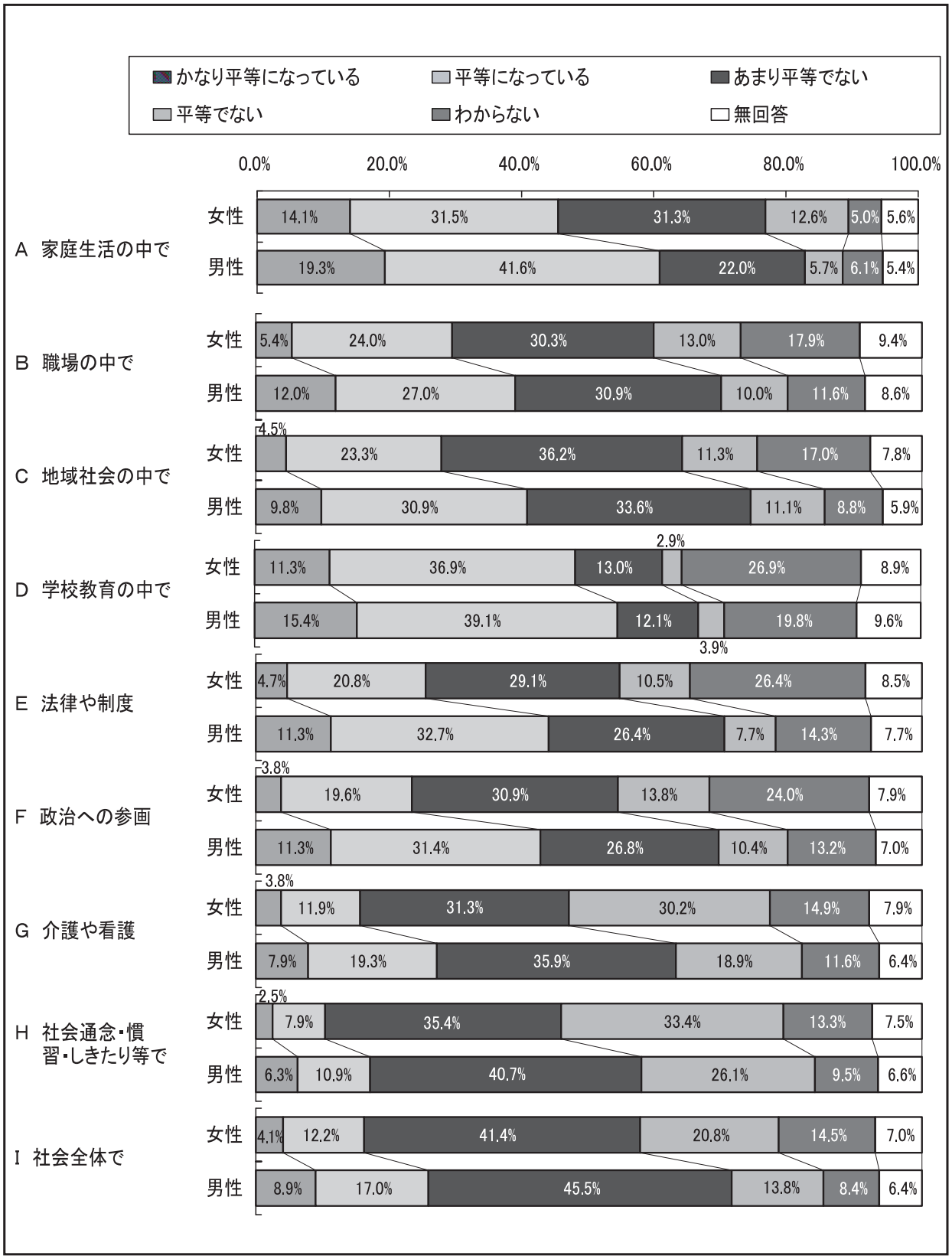

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

2　働く場における男女共同参画

働く場における男女共同参画の取組が進んでいると感じている人の割合は、男女とも約５割程度で、市内の事業所では、市外の事業所に比べて若干少なくなっています。（図３、図４）

男女共同参画の取組が進んでいないと感じている内容は、女性では、「賃金、昇給」が最も多く、次いで「仕事の内容」となっています。このうち、「賃金、昇給」については、男性の２倍以上となっています。一方、男性では、「仕事の内容」が最も多くなっており、取組が進んでいないと感じている内容に男女差がみられます。（図５）

市内の事業所における女性管理職の割合は、１割に満たない状況で（図６）、管理職に就く女性が少ない理由をみると、男女ともに「女性は家庭責任が多く、責任の重い仕事にはつきにくいから」（女性：56.8％、男性：42.0％）が最も多く、次いで「昇進・昇格に対する男性優先意識や女性管理職に対する不安感があるから」（女性：42.3％、男性：33.9％）となっており、どちらも女性が男性に比べて多くなっています。（図７）

女性の活躍が進むべき分野・立場としては、女性の回答では「企業の管理職、労働組合の幹部」、「国、県、市町の議員」、「弁護士などの専門職」などが多く、男性の回答では「自治会、ＰＴＡなどのリーダー」が最も多くなっています。（図８）

このようなことから、働く場における男女共同参画を一層進めるためには、実質的な機会均等を目指すことが必要です。今後は、働く場での女性の活躍が推進され、あらゆる分野で女性が能力を発揮することが求められます。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、これまで以上に事業所において女性の能力が十分に発揮されるよう、働きかけが必要です。

【働く場における男女共同参画の取組】　（図３）

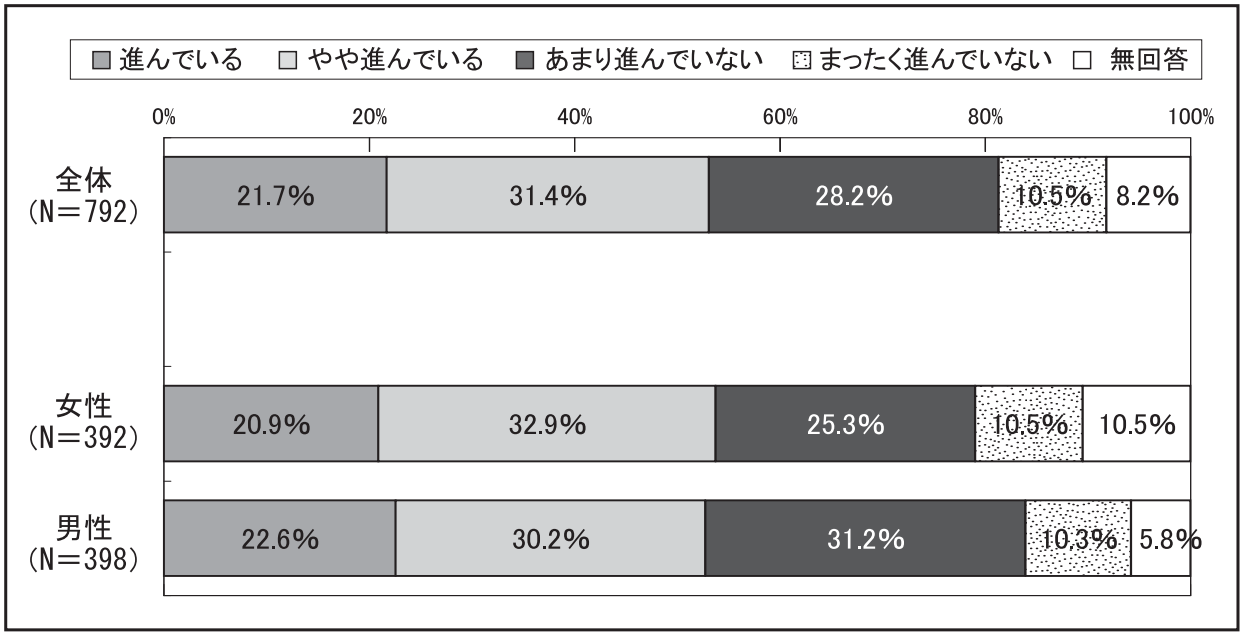

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査（Ｎ＝集計母数）

【働く場における男女共同参画の取組】（職場のある地域別）　（図４）

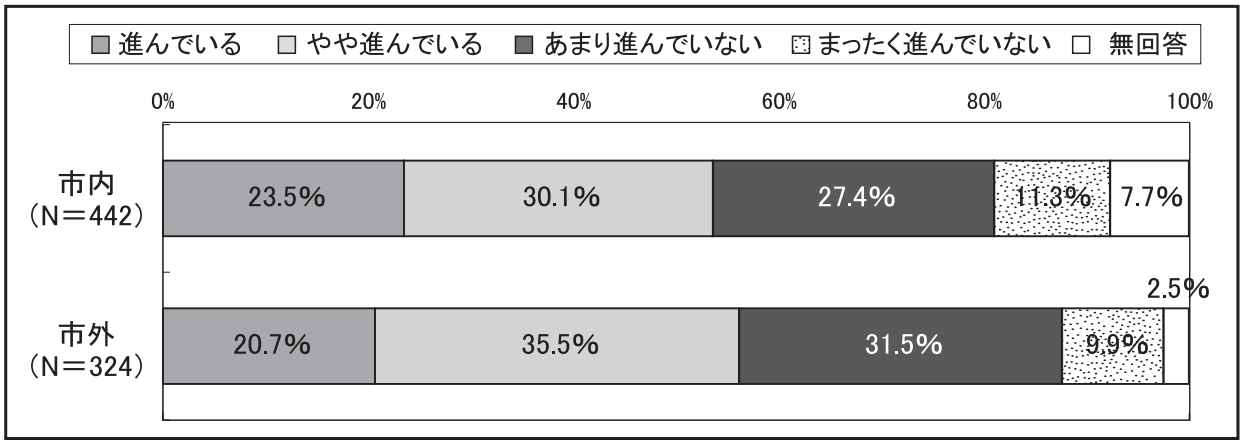

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査（N＝集計母数）

【働く場において男女共同参画の取組が進んでいないと感じること】　（図５）

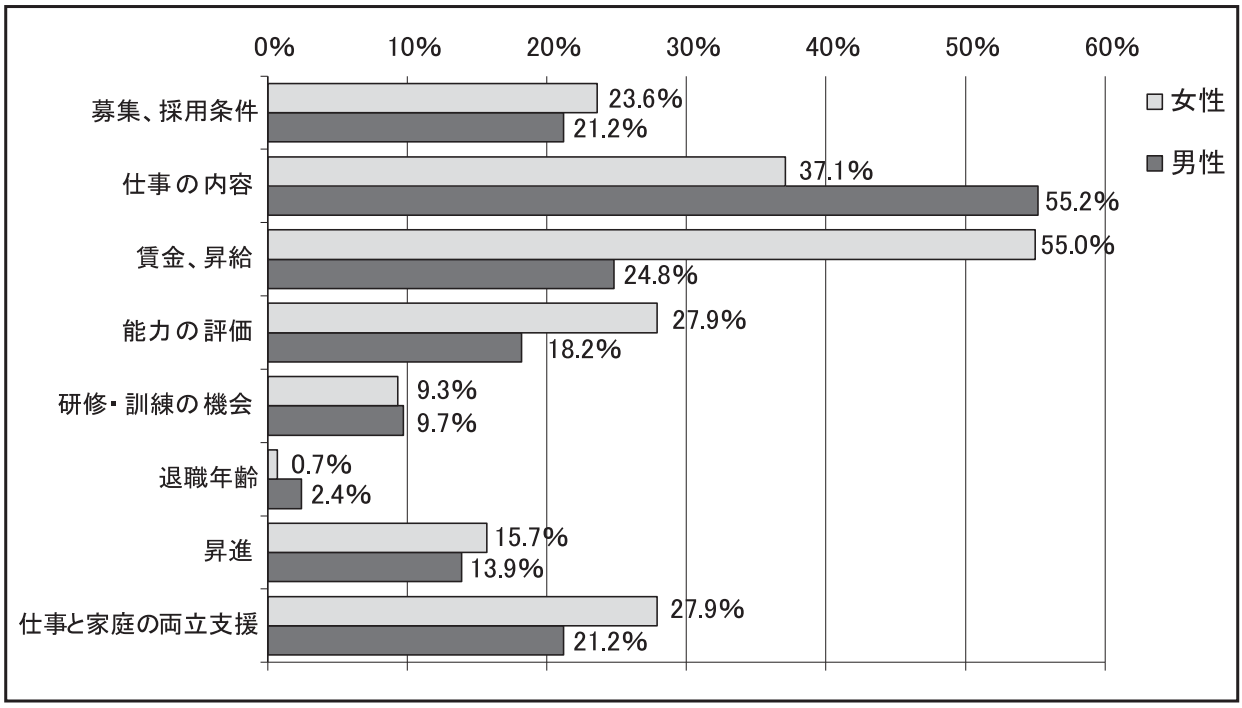

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【市内事業所の管理職割合】　（図６）

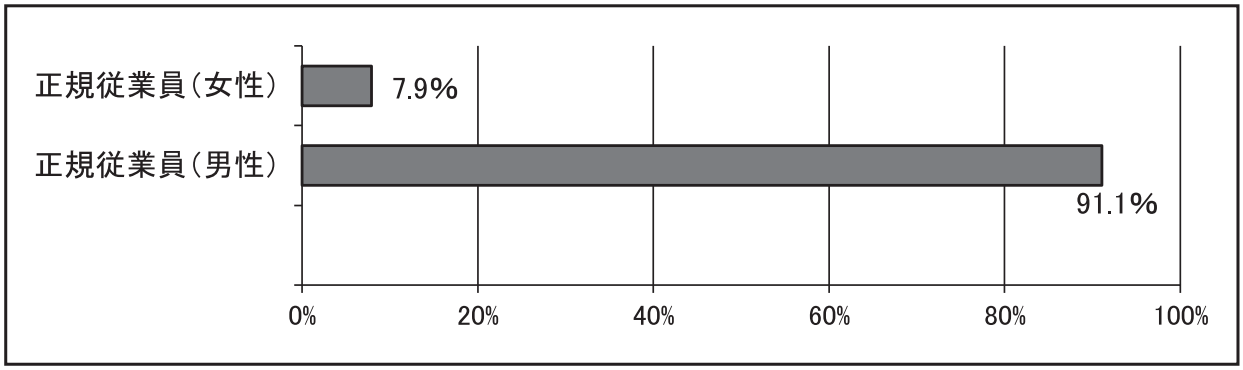

資料：平成26年度事業所アンケート調査

【管理職に就く女性が少ない理由】　（図７）

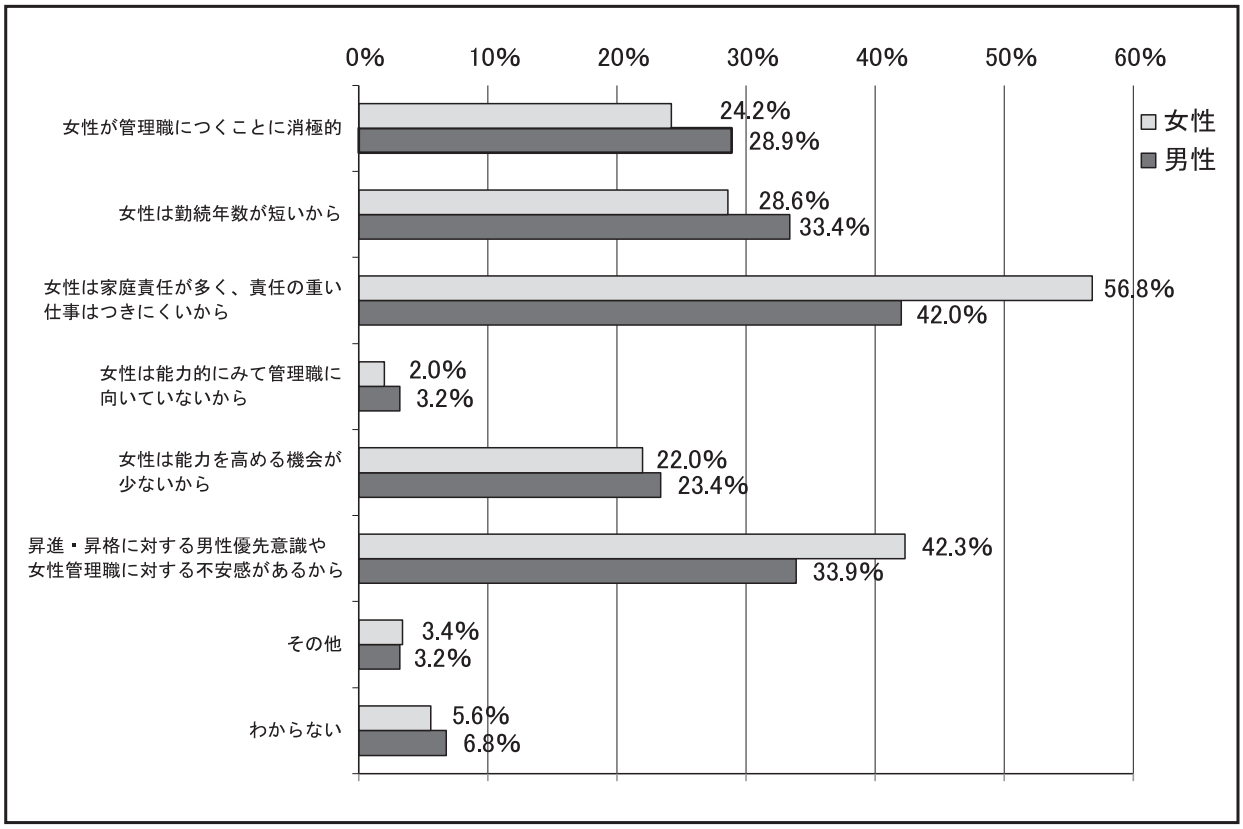

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【女性の活躍が進むべき分野・立場】　（図８）

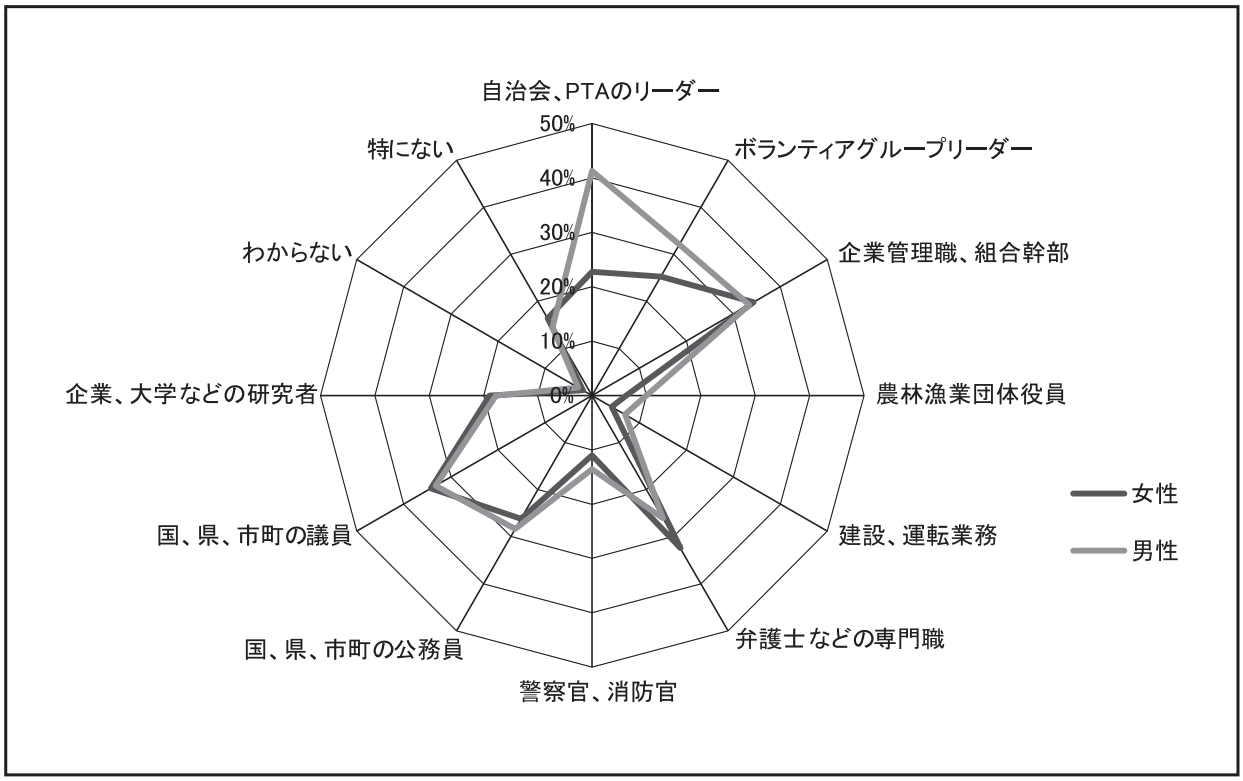

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

3　ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスの希望については、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』を共に両立したい」、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに並立したい」が多くを占めていますが、現状では、女性は「『家庭生活』を優先している」、男性は「『仕事』を優先している」が最も多くなっています。（図９－１、図９－２）これらの背景には、固定的な性別役割分担意識との関連が推測されます。

仕事を優先したい人は、８割以上で希望と現状が一致していますが、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を並立したい人は、６割以上が現状と一致しておらず、仕事と家庭生活を両立できていない現状がみられます。また、男女ともに年齢層が低いほど希望と現状が一致していません。

女性が仕事を続けていくため必要なことは、男女ともに「子どもを預けられる環境の整備」が最も多く、次いで女性では「男性の家事参加への理解・意識改革」、男性では「職場での育児・介護との両立支援制度の充実」となっています。（図10）

このようなことから、仕事と家庭生活や地域・個人の生活が両立しづらい現実があり、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題は多い状況です。女性が仕事を続けていくためには、子育てや介護のための支援体制の充実のほか、男性を中心とした長時間労働等の働き方を見直し、仕事を持つ全ての男女が家事、育児、介護、地域活動等にバランスよく参画できるよう施策の推進が必要です。

【ワーク・ライフ・バランスの希望】　（図９－１）

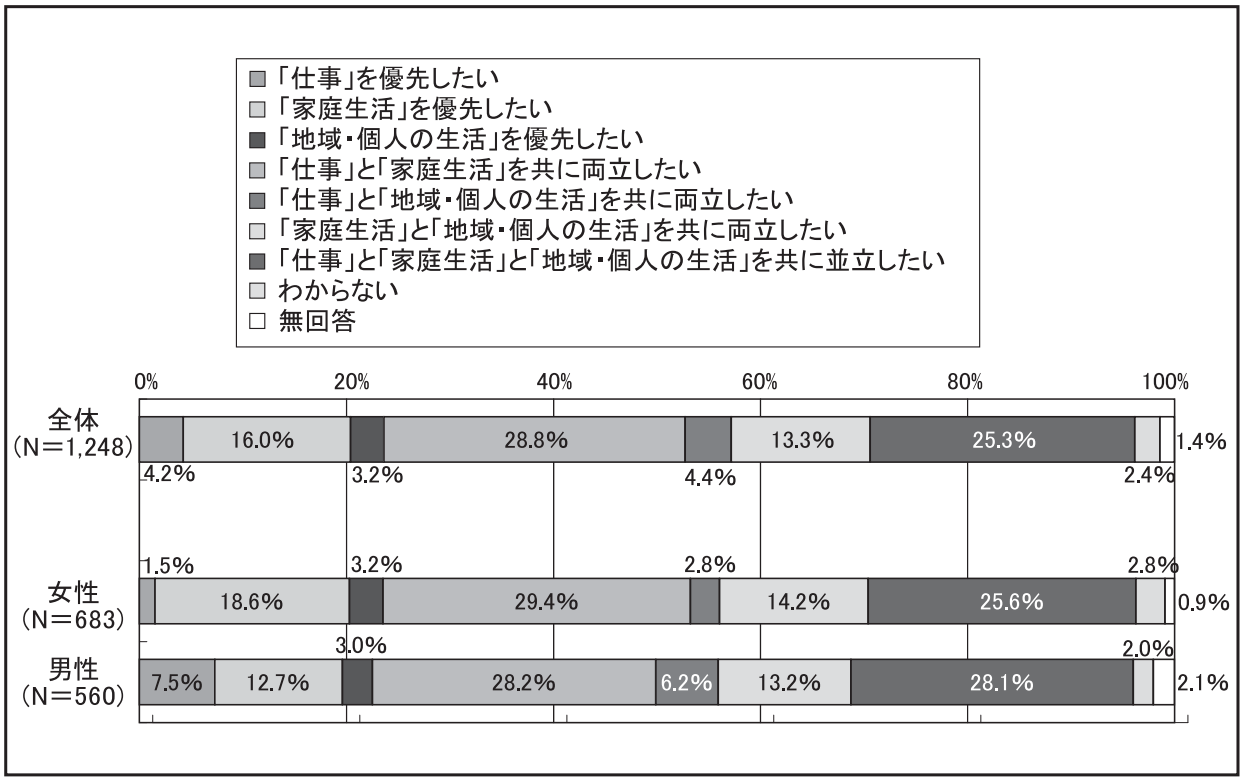

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査（Ｎ＝集計母数）

【ワーク・ライフ・バランスの現状】　（図９－２）

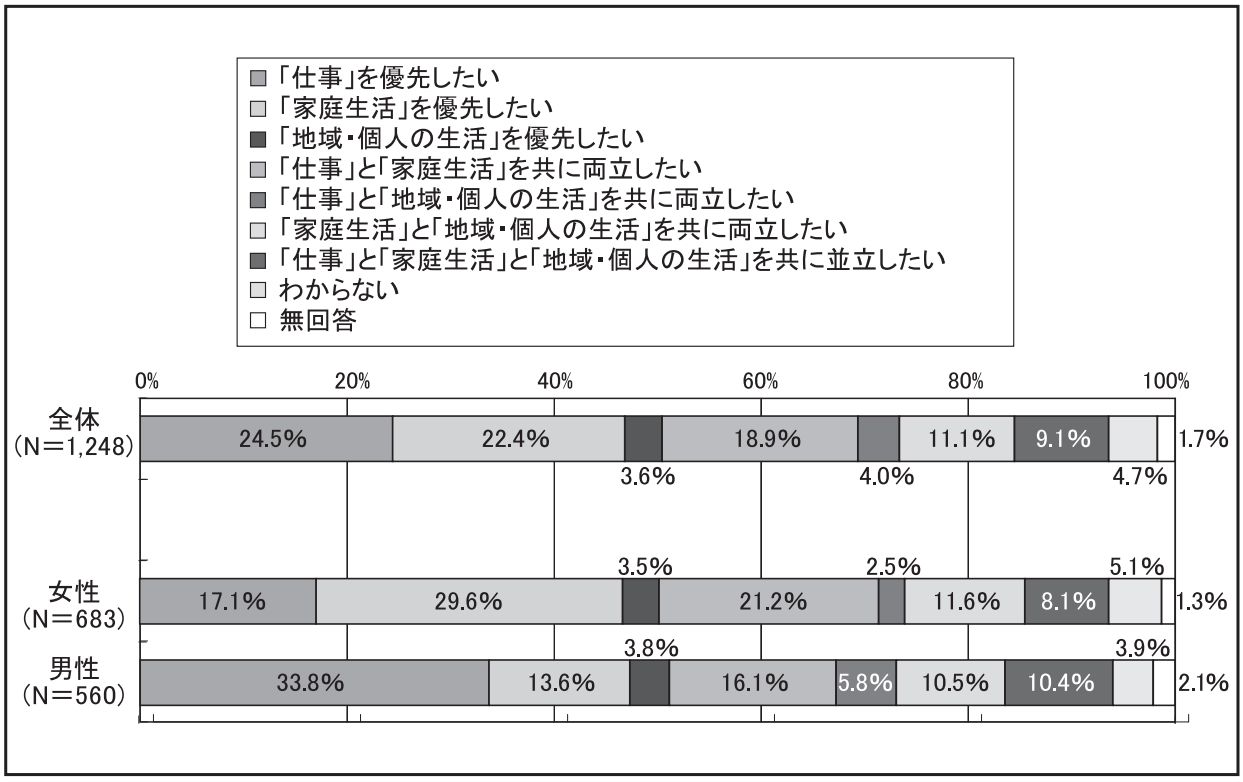

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査（Ｎ＝集計母数）

【女性が仕事を続けていくために必要なこと】（複数回答）　（図10）

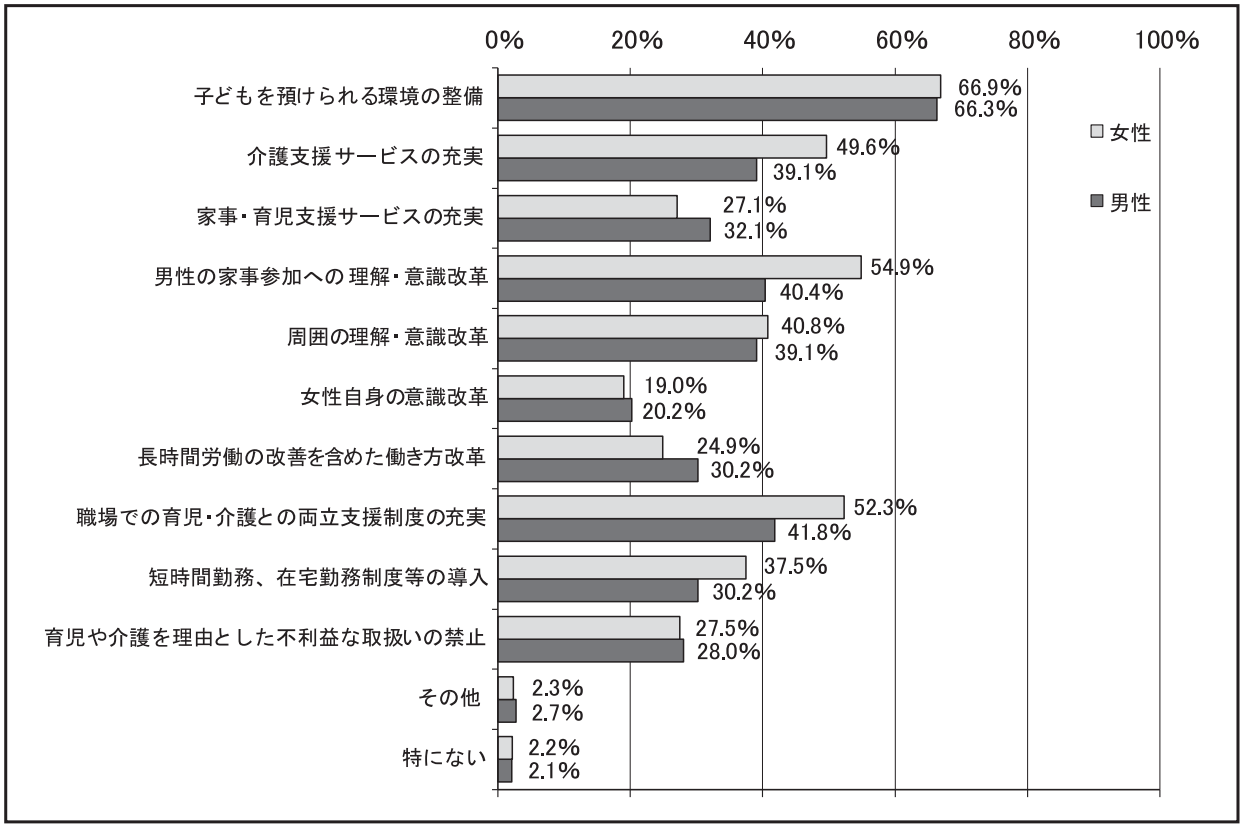

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

4　家庭や地域における男女共同参画

生活における役割分担の現状について、女性の担当が多いのは「食事のしたく・あとかたづけ」「掃除・洗濯」「日常の買い物」などで、男性の担当が多いのは「生活費を稼ぐ」と「自治会・地域活動」となっており、男性は「仕事」、女性は「家庭」の役割を中心的に担っていることが伺えます。(図11－１、図11－２)

男性が家庭生活に積極的に参加していくためには、男女が共に夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ることや男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすことが必要です。また、「自治会・地域活動」については、男性の役割が高くなっていますが、男性と女性が共に地域活動に積極的に参加するために必要なことをみると、女性では「地域の中に仲間がいること」が47.7％で最も多く、男性では「配偶者や家族の協力」が40.5％で最も多くなっています。(図12)

また、防災・災害復興対策においては、性別に配慮した対応が必要とされており、特に「避難所の設備」や「避難所運営の責任者に男女が共に配置され、避難所運営や被災者対応に男女双方の視点が入ること」などが重要視されています。(図13)

日頃から地域の様々な活動に男女が共に参画できるように取り組むことは、安全で安心して暮らせるまちづくりにつながります。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭や地域において、男女が共に責任を分かち合い、互いに協力できるよう男女共同参画への理解を深めることが必要です。また、地域における防災活動においては、男女が対等な立場で意見を出し合い、男女双方の視点で防災対策の取組を推進していくことが大切です。

【家庭等の役割分担】　（図11－１）

女性から見た役割分担の現状

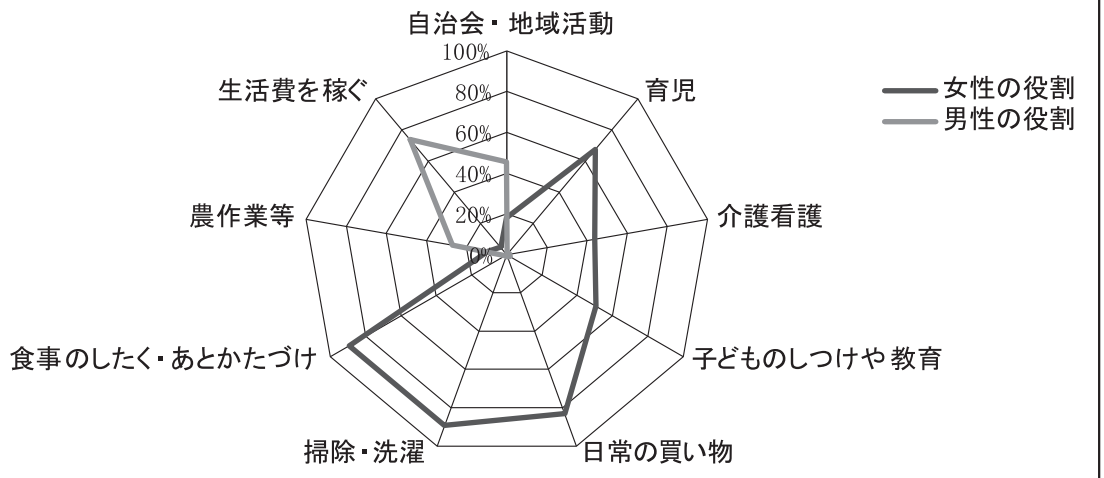

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

（図11－２）

男性から見た役割分担の現状

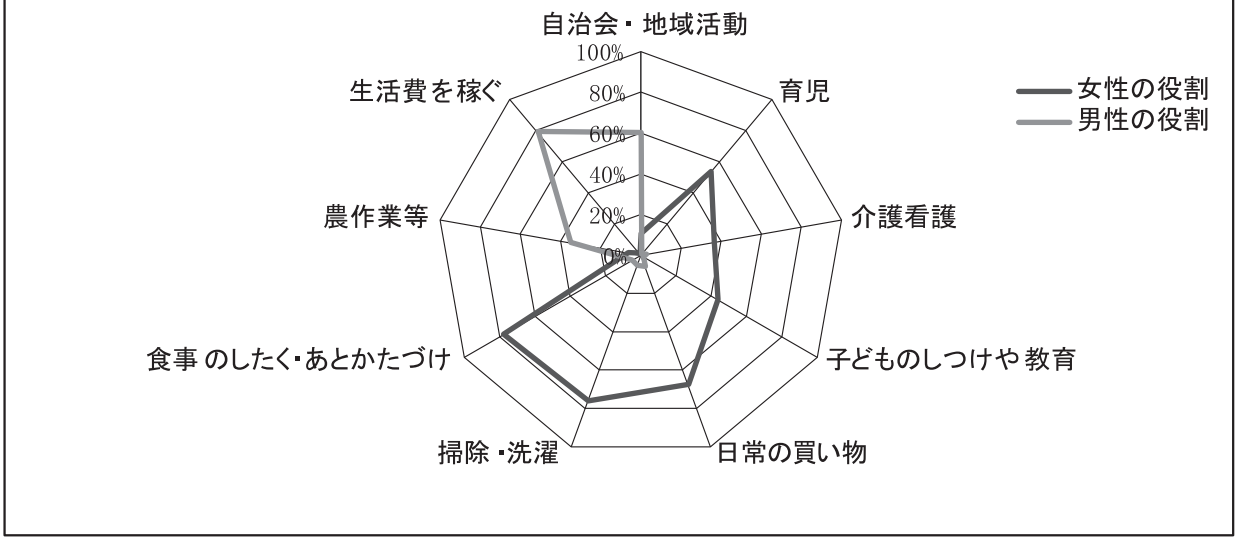

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【男性と女性が共に地域活動に積極的に参加するために必要なこと】　（図12）

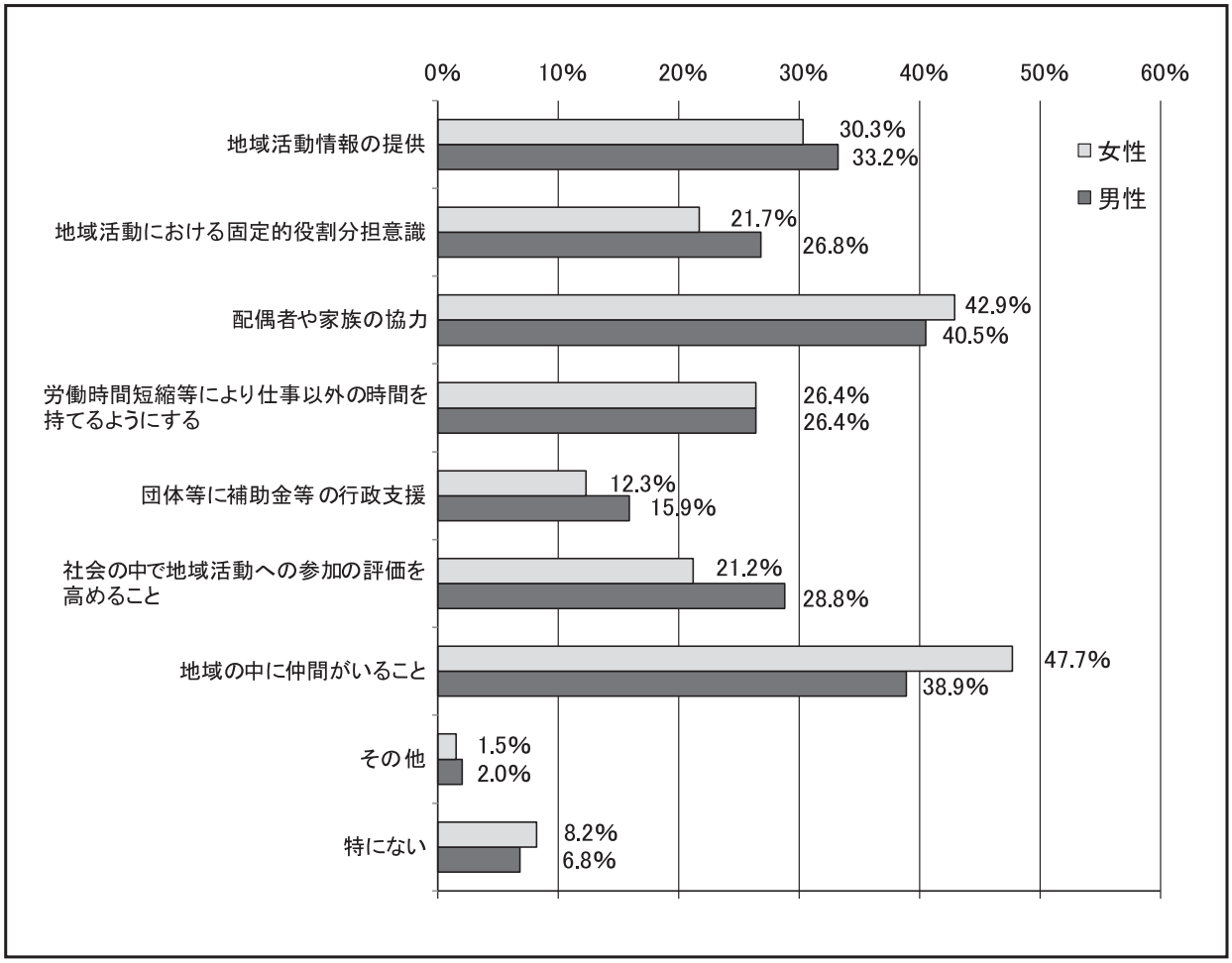

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【防災・災害復興対策において必要な性別に配慮した対応】　（図13）

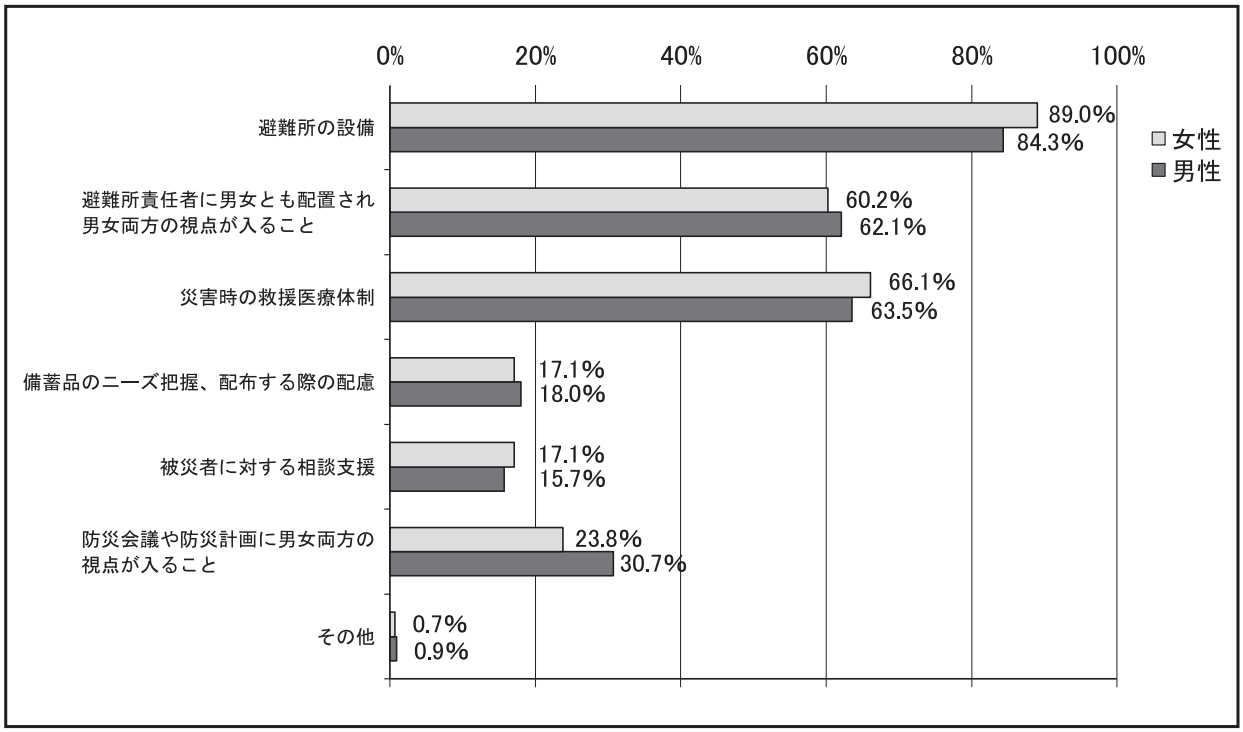

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

5　誰もが安心して暮らせる社会

配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※②）の内容をみると、「心理的な暴力」が男女とも最も多く、男性では、8.7％、女性では15.5％となっています。（図14）また、暴力を受けても、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が男女とも最も多く（図15）、その理由としては、男女ともに「相談するほどではないから」に次いで「自分も悪いと思ったから」が多くなっています。（図16）

市へのＤＶ相談件数は、ここ数年増加傾向にあり、ＤＶに関する相談機関の認知度は、男女ともに「警察」が最も高く、次いで「東近江市役所」となっています。また、一方では、相談場所を「知らない」という人の割合が４割弱と高い割合になっています。（図17、図18）

男女共同参画の推進は、性別に関わりなくお互いが尊重されることが前提です。ＤＶや性暴力などは、重大な人権侵害であるため、あらゆる暴力を許さない意識の啓発や被害者支援について、関係機関と連携して対応することが必要です。また、様々な困難を抱える人々への相談体制の充実や情報提供など、社会全体で支える体制づくりが求められています。

※②　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）
【配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力が含まれる。】

【配偶者や交際相手からの暴力の内容】　（図14）

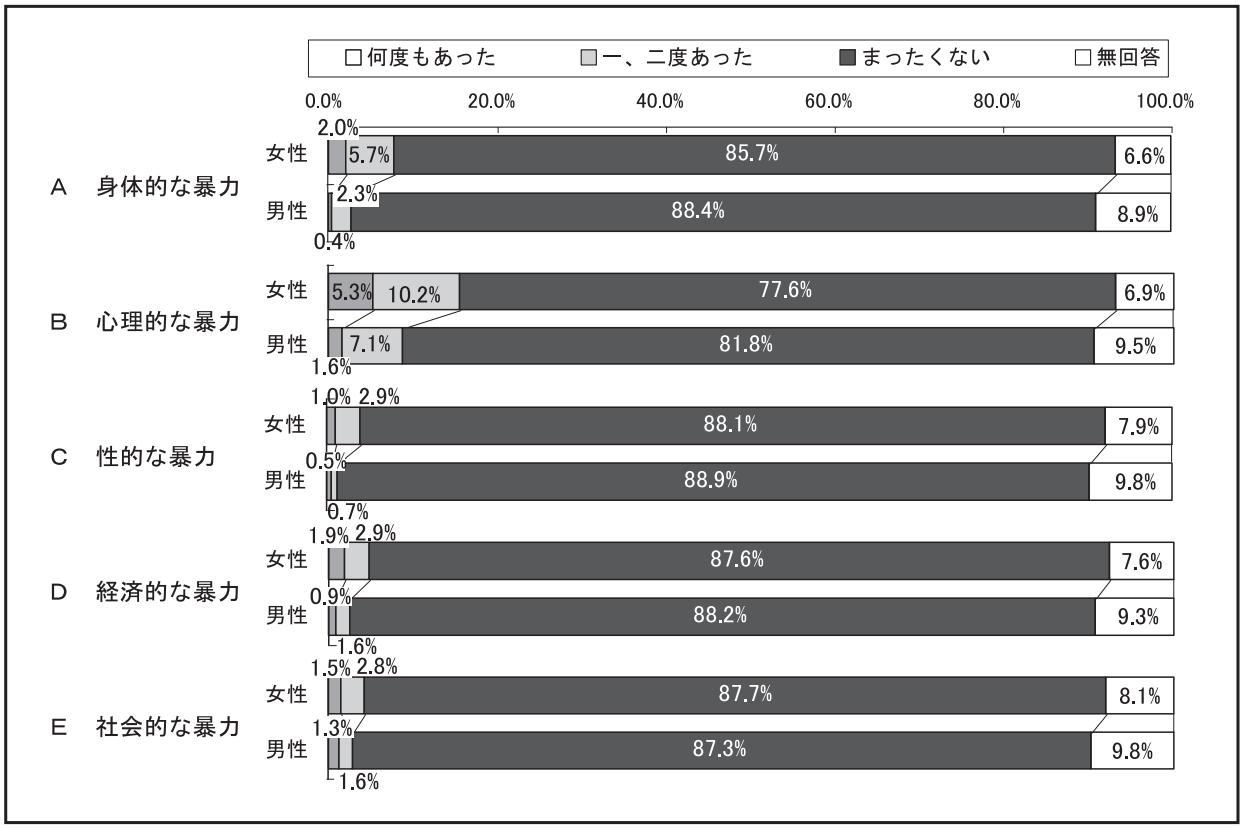

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【配偶者や交際相手からの暴力に関する相談】　（図15）

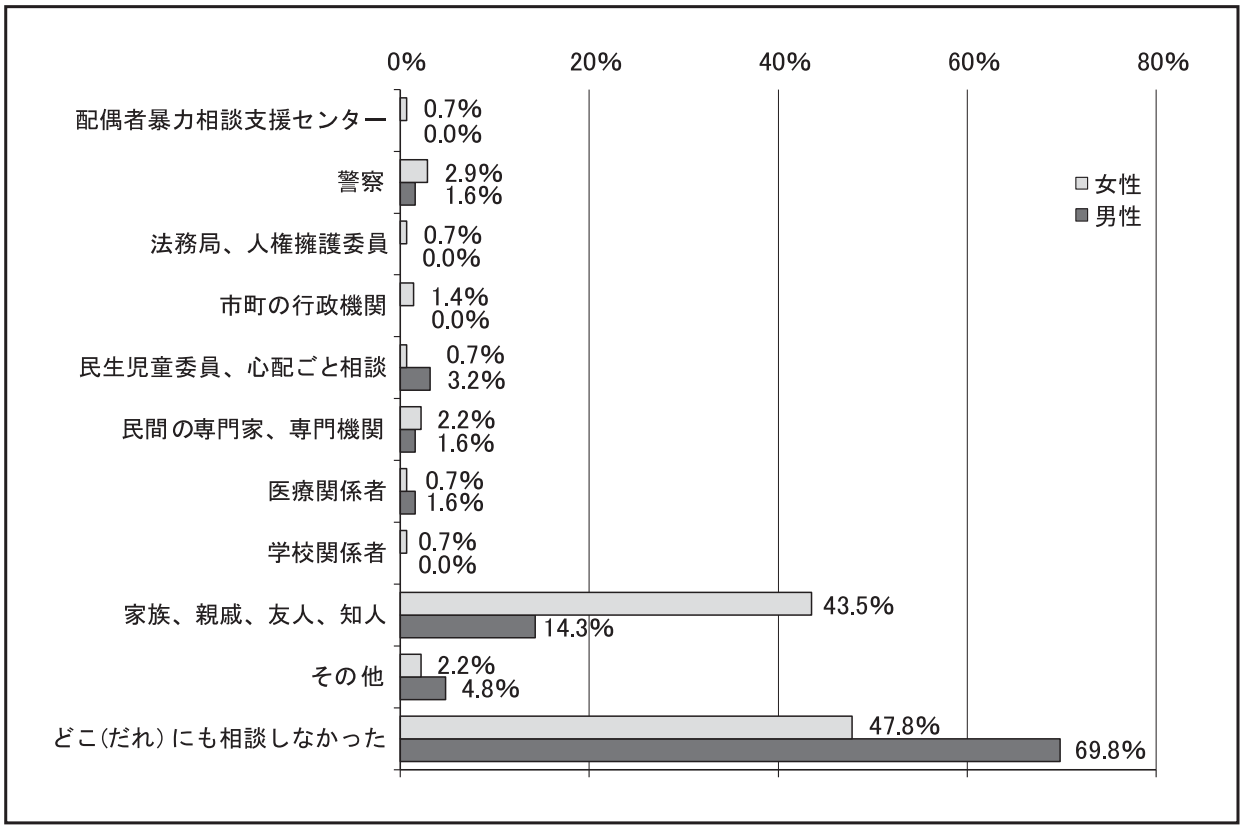

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【配偶者や交際相手からの暴力を相談しなかった理由】　（図16）

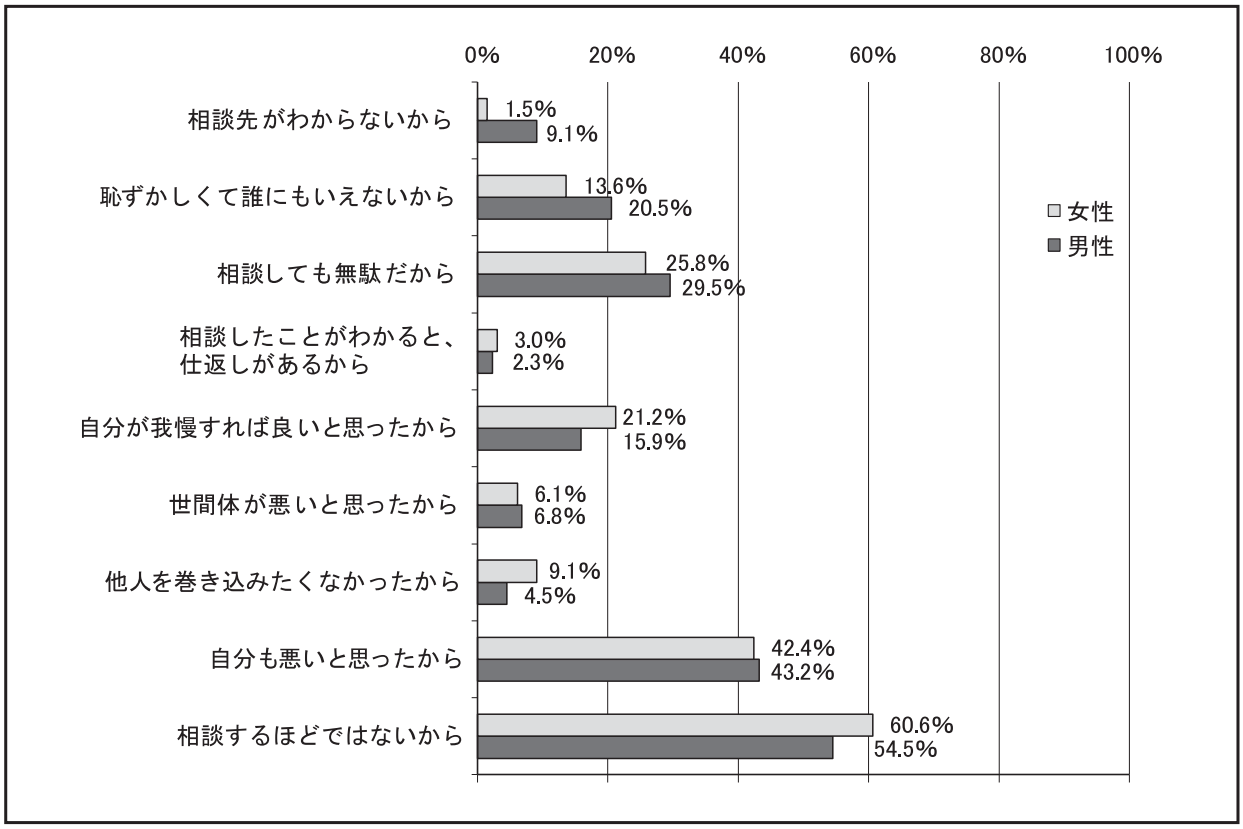

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【ＤＶに関する相談機関の認知度】　（図17）

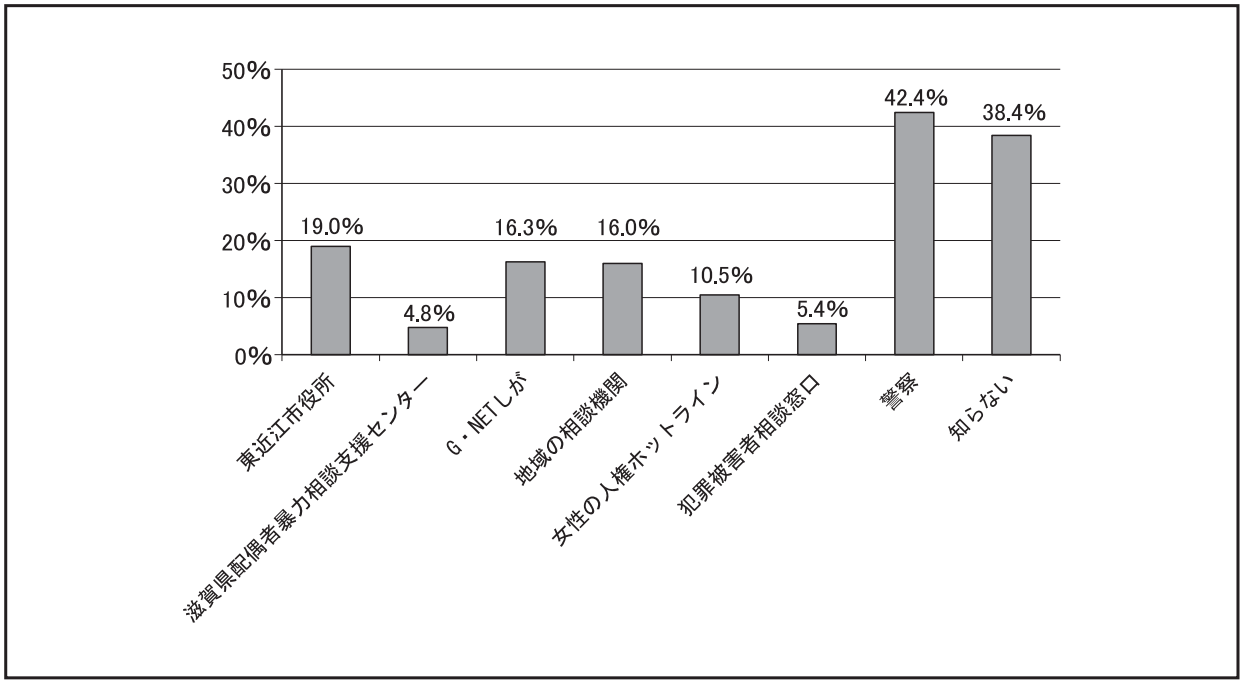

資料：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

【市へのＤＶ相談件数の推移】　（図18）

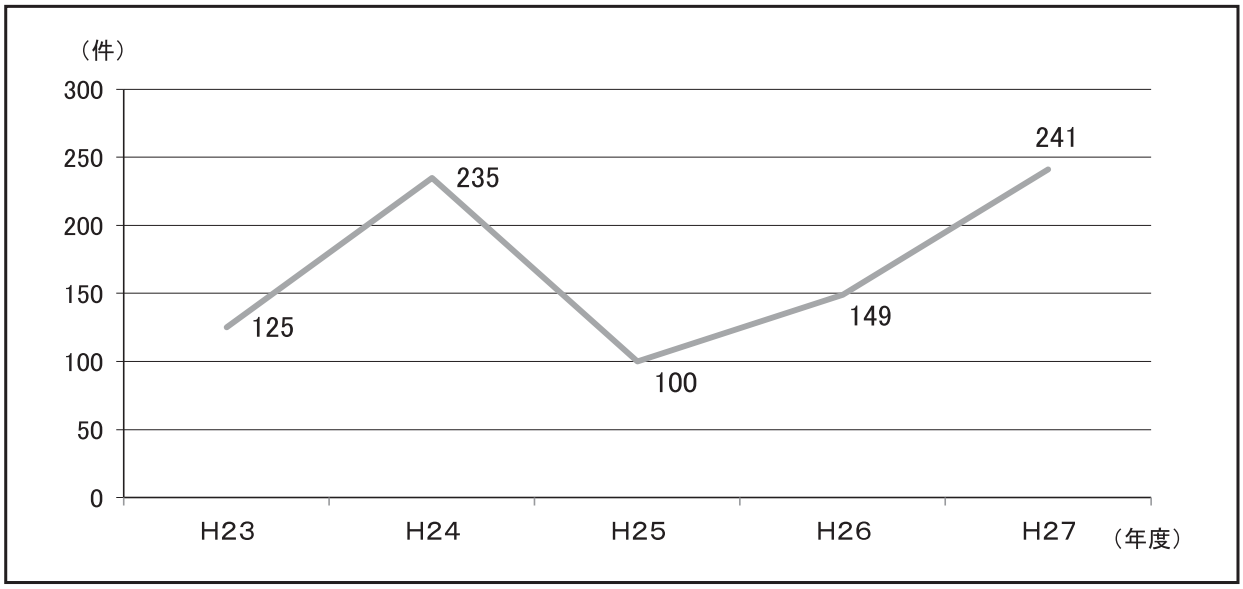

資料：母子・父子自立支援員指導結果報告書

第4章　計画の基本的な考え方

1　計画の理念

互いを認め合い 誰もが輝く社会

女性も男性も性別にとらわれることなく、誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、自らの希望する多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2　実現のための指針

男女共同参画社会を形成していくためには、市、市民及び事業者がパートナーシップのもと、各施策を推進していくことが必要です。そのため、この計画では、今後の施策の方向を示す３つの指針を掲げ、協働して男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めます。

指針Ⅰ　男女共同参画の意識啓発と教育の推進

市民一人一人が男女共同参画意識を高めていくためには、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、男女共同参画の意識づくりに向けた学習に取り組むことが大切です。そのため、市民への広報、啓発及び学習機会の提供を充実させるとともに、男女共同参画の視点にたった教育を推進することが重要です。

指針Ⅱ　男女がいきいきと活躍できる環境づくり

豊かで活力ある社会の実現のためには、男女が責任をもって家庭や地域、職場での活動を担い、あらゆる分野に参画できることが大切です。そのため、男女が自らの意思に基づく自由な選択によって、様々な分野で活躍できる環境をつくっていくことが重要です。

指針Ⅲ　すべての人が安心して暮らせる環境づくり

誰もが様々なライフステージを通じて健康で安心して暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会形成の基盤です。そのため、男女が共に生涯にわたって健康で過ごせるよう取り組むとともに、人権尊重の観点から、男女間の暴力の根絶に向けた取組や様々な困難を抱える人々が自立し、安心して暮らせるよう、支援の充実が必要です。

3　目標

計画の理念を踏まえ、男女共同参画施策を推進するため、次の５項目を目標として設定します。

1　男女共同参画の理解と意識の浸透

男女共同参画社会を実現するためには、生まれながらの性差による特性があることを前提に、固定的な性別役割分担意識をはじめ、男女共同参画について正しく理解することが重要です。そのため、広報・啓発及び教育・学習に積極的に取り組み、男女共同参画への理解と意識の浸透を図ります。

2　女性の活躍を支援するための基盤づくり

女性が出産・子育てをしながら働き続けられる等、本人が希望する多様な働き方を支援するため、情報提供や相談窓口の充実を図ります。また、商工業や農林水産業等の分野においても女性が自分の意思によって経営の参画や起業が進むよう基盤づくりを進めます。

3　ワーク・ライフ・バランスの実現

働くことは、生計を維持し、経済的な基盤を形成するためであることはもちろん、やりがいや喜びをもたらすものです。また、家事や育児、趣味や学習、地域活動等も生活する上では重要であり、仕事と家庭生活の充実があってこそ人生は豊かなものとなります。そのため、男女が共に仕事と家庭・地域活動などをバランスよく担え、多様なライフスタイルを自由に選択できる環境づくりを進めます。

4　家庭や地域における男女共同参画の推進

若い世代を中心に「家事や育児は男女が平等に担うもの」という意識は高く、社会ではイクメン※③、イクボス※④といった言葉も広がりを見せています。そのため、男性の家庭生活への参画に向けた啓発を図り、男女が共に家事・育児を担い、支え合う環境づくりに努めます。また、豊かで活力ある地域社会を築くために、男女が共に地域の様々な活動や方針決定に参画できる環境づくりを進めます。

5　男女の人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくり

男女が互いの人権や性の違いを尊重し、健やかで心豊かに暮らせるよう、生涯を通じた健康支援を行います。また、男女間のあらゆる暴力は、重大な人権侵害であるため、その根絶や暴力の防止及び被害者の支援に取り組むとともに、ひとり親家庭や高齢、障害及び外国籍といった社会的支援を必要とする人々が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

※③イクメン
【子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性、または、将来そのような人生を送ろうと考えている男性】

※④イクボス
【職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理職）】

4　計画の施策体系

基本理念　　互いを認め合い 誰もが輝く社会

指針	目標	施策の方向性
Ⅰ 男女共同参画の意識啓発と教育の推進	1 男女共同参画の理解と意識の浸透	（1）広報、啓発活動の充実 （2）市民への学習機会の充実 （3）男女共同参画の視点に立った教育の推進 （4）男女共同参画の推進に取り組む市民団体・グループの活動支援 （5）男女共同参画に関する調査、研究、情報提供
Ⅱ 男女がいきいきと活躍できる環境づくり	2 女性の活躍を支援するための基盤づくり	（1）様々な分野における女性の活躍推進 （2）企業・事業所における女性の活躍推進 （3）男女の均等な雇用機会と待遇確保 （4）政策・方針決定過程への女性の参画促進
	3 ワーク・ライフ・バランスの実現	（1）ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進 （2）子育てのための支援体制 （3）介護のための支援体制 （4）企業・事業所における取組の推進
	4 家庭や地域における男女共同参画の推進	（1）男性の家事、育児、介護等への参画意識の醸成 （2）地域活動における男女共同参画の推進 （3）地域防災における男女共同参画の推進
Ⅲ すべての人が安心して暮らせる環境づくり	5 男女の人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくり	（1）男女の人権尊重についての意識の醸成 （2）ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進 （3）生涯を通じた健康づくりへの支援 （4）社会的支援を必要とする人への対応の推進

計画の総合的な推進

1　庁内推進体制の充実　　2　男女共同参画推進計画の進行管理
3　市民、事業者等との連携　　4　国・県等関係機関との連携

第5章　具体的施策の内容

目標 1　男女共同参画の理解と意識の浸透

【取組の方向】

一人一人が個性や能力を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するためには、誰もが男女共同参画について正しく理解し、家庭、地域、職場、学校等で性別による固定的な役割分担意識にとらわれない自分の意思による多様な生き方ができることが大切です。そのため、様々な機会を通して広報・啓発活動を行い、市民への学習機会の充実を図ります。

また、次代を担う子どもたちについては、男女共同参画の視点に立った教育活動を推進し、一人一人の個性を大切にした教育を通して、男女共同参画の意識を育みます。

【施策の内容】

（1）広報、啓発活動の充実

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
1	男女が共に社会を担う意識づくり	男女共同参画週間に合わせて、街頭啓発を実施するほか、東近江スマイルネット等を活用し、広く市民へ広報、啓発を行います。	人権・男女共同参画課
2	固定的な性別役割分担意識の見直しのための啓発	男女共同参画出前講座による地域への啓発をはじめ、広報ひがしおうみ、市ホームページ等を通して意識啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課

（2）市民への学習機会の充実

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
3	市民等への学習機会の提供	男女共同参画社会づくりについての理解を深めるため、幅広い世代の市民を対象に講座・セミナー等を開催します。	人権・男女共同参画課
4	団体･グループ等の学習支援	男女共同参画の意識が広まるよう、団体やグループ等に向け、学習機会の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 生涯学習課

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
5	事業所内研修の推進	働く場での男女共同参画を促進するため、事業所内で研修が行われるよう働きかけます。	商工労政課
6	子育て期にある男女の学習参加支援	子育て期の男女が共に学習の場に参加しやすくするため、開催会場において乳幼児一時保育の実施を推進します。	人権・男女共同参画課

（3）男女共同参画の視点に立った教育の推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
7	教育関係者への研修の推進	男女共同参画社会の理解と意識醸成のため、保育・教育関係者に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 幼児課
8	児童・生徒向け副読本の活用	児童・生徒向け男女共同参画社会づくり副読本（滋賀県作成）が、市内全ての小学校・中学校で活用されるよう取り組みます。	学校教育課
9	多様な選択を可能にする指導の推進	児童・生徒の一人一人が主体的に多様な進路選択ができるよう、学校や地域でキャリア教育※⑤、キャリア形成※⑥を支援するための指導を行い、進路指導の充実を図ります。	学校教育課

（4）男女共同参画の推進に取り組む市民団体・グループの活動支援

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
10	男女共同参画推進員会等の活動支援	東近江市男女共同参画推進員会等の活動を支援し、啓発活動の充実を図ります。	人権・男女共同参画課

※⑤　キャリア教育
【学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技術を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。】

※⑥　キャリア形成
【勤労や職業に関する経験を積むことや職業に関する専門的な技術を身につけること。】

（5）男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
11	男女共同参画に関する資料・情報の提供	男女共同参画に関する資料、情報を収集し、市民への情報提供に努めます。	人権・男女共同参画課 図書館
12	各種調査の実施	市の男女共同参画施策へ反映させるため、市民意識調査や事業所アンケートを定期的に実施し、市民の意識、実態の変化を経年的に把握します。	人権・男女共同参画課 商工労政課

◆計画の目標値◆

項　　目	現況値（H27年度）	目標値（H33年度）
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に同感しない人の割合	50.3％	70.0％
滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率	83.0％	100％

目標２　女性の活躍を支援するための基盤づくり

目標２において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項に規定される市町村推進計画に関する施策を整理しています。

【取組の方向】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、これまで以上に働く場における女性の活躍推進が求められています。

女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる場面で活躍できるよう環境を整えるとともに、働く場においては、男女の均等な雇用機会と待遇の確保など就業環境の整備について企業、事業所等に働きかけます。

また、男女双方の視点が組織の中で生かされ、住みよい地域社会が築けるよう、政策・方針決定過程の場への男女の参画に取り組むとともに各分野への女性の参画を促進します。

【施策の内容】

（1）様々な分野における女性の活躍推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
13	リーダーとなる人材の育成	講座や研修等の学習機会を通して、各分野においてリーダーシップを発揮できる人材の育成に努めます。	人権・男女共同参画課
14	農林業、商工業等における取組の支援	農業、林業、商工業等に関わる女性が経営や様々な方針決定過程に参画できるよう、学習機会や情報の提供を行います。	農業水産課 林業振興課 商工労政課
15	家族経営協定※⑦の締結推進	家族で取り組む農業経営における働き方等の見直しを行い、男女が共に家事・育児を行える環境づくりや役割分担、労働に見合った報酬が得られ、経済的自立が図れるよう、家族経営協定締結の推進に努めます。	農業委員会事務局

※⑦　家族経営協定

【家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやり甲斐を持って 経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、話し合い文書で取り決めを行うもの。 】

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
16	女性の起業に対する支援	事業を起こそうとする女性に対して、必要な知識や情報を提供するとともに関係機関と連携し、支援に努めます。	商工労政課
17	女性のエンパワーメント※⑧の促進	女性の様々な分野へのチャレンジを支援するため、学習機会、相談等の情報提供を行い、女性の社会活動の促進を図ります。	人権・男女共同参画課
18	女性の就労支援	関係機関と連携し、女性の就業継続や再就職等就労に関する情報提供を行うとともに、相談窓口の充実を図り、女性の就労支援に努めます。	商工労政課 人権・男女共同参画課

（2）企業・事業所における女性の活躍推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
19	キャリア形成教育の推進	個々の能力を発揮していくための社内教育やキャリアアップ研修が行われるよう企業、事業所等に働きかけます。	商工労政課
20	職場における女性の参画促進	女性の意欲や能力に応じた職域拡大や管理職登用の推進に向けて啓発に努めます。	商工労政課 人権・男女共同参画課

（3）男女の均等な雇用機会と待遇確保

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
21	男女雇用機会均等法等の周知	男女雇用機会均等法等の法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差の是正や男女共同参画に関する理解と協力を企業、事業所等に働きかけます。	商工労政課

※⑧　エンパワーメント
【「力をつけること」の意で、一人一人が社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。】

（4）政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
22	審議会等委員への女性の参画促進	女性の意見が市政に反映できるよう、法令、条例、要綱等により設置された各種審議会や委員会へ女性委員の登用を図ります。	人権・男女共同参画課 関係各課

◆計画の目標値◆

項　　目	現況値（H27年度）	目標値（H33年度）
審議会等の女性委員の割合	35.3％	40.0％
職場の中で不平等と感じている人の割合	42.2％	25.0％

目標３　ワーク・ライフ・バランスの実現

【取組の方向】

共働き世帯の増加に伴い、家族で家事、育児、介護等を協力・分担し、生活を送っていくことが求められます。しかし、依然として多くの家庭において、その負担は女性に偏っており、仕事と家庭生活の両立に悩む女性は未だ多く見られます。一方、男性自身が家庭生活への参画を望んでいても、恒常的な長時間労働や休暇の取りにくさ等から実現が困難な状況があります。

男女が共にやりがいや充実感をもって働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭等での時間も充実できる社会を目指し、働き方の見直しを推進するとともに、育児、介護等の支援について必要なサービスの充実を図ります。

【施策の内容】

（1）ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
23	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの必要性や働き方の見直しについて理解を深めるため、啓発を行います。	人権・男女共同参画課 商工労政課

（2）子育てのための支援体制

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
24	多様な保育サービスの充実	乳児保育、延長保育、病児保育※⑨、障害児保育、一時保育、幼稚園における預かり保育等保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。また、企業内保育等の新たな保育の受け皿づくりを推進します。	幼児課 地域医療政策課
25		ファミリー・サポート・センター※⑩の周知や事業の推進に努めます。	こども家庭課

※⑨　病児保育
【子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者も就労等で保育できない場合に保育士や看護師がいる専用施設で一時的に預かり、保育・看護を行う事業】

※⑩　ファミリー・サポート・センター
【子育ての手伝いをしてほしい人と子育ての手伝いができる人が会員登録し、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が有料で援助し合う会員組織のこと。】

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
26	多様な保育サービスの充実	関連機関と連携し、子育て中の親への子育てに関する情報提供に努めます。	こども家庭課
27	学童保育所の充実	学童保育所の保育の質の向上や安定した経営を目指し、保護者会運営学童保育所の運営統合を支援します。また、児童が安心して利用できる学童保育所の設置に努めます。	こども家庭課 幼児施設課
28	子育て支援の充実	保育所、認定こども園、子育て支援センター等における「親子教室」等男女が共に子育てについて学べる学習機会の充実を図ります。	幼児課
29		子育て中の親が気軽に交流や相談できる地域子育て支援拠点事業を推進します。	こども家庭課
30		関係機関や地域サポートとの連携のもと、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、児童虐待が未然に防止されるよう実態把握に努め、各家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。	こども相談支援課 学校教育課

(3) 介護のための支援体制

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
31	多様な介護サービスの充実	男女が共に責任を持ち、社会全体で支える介護を推進するため、必要な介護サービス及び介護予防サービスが利用できるよう社会基盤の整備を進めます。また、障害福祉サービスについてもニーズを把握し、サービス提供体制の整備に努めます。	福祉総合支援課 長寿福祉課 障害福祉課

（4）企業・事業所における取組の推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
32	職場環境づくりの推進	長時間労働の抑制や育児・出産、介護に当たる男女がともに休業制度を活用し、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを推進するため、啓発を行います。	商工労政課 人権・男女共同参画課
33	企業、事業所等の取組促進	市内事業所のワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組の事例について、情報提供に努め、企業、事業所等の取組促進を図ります。	商工労政課 人権・男女共同参画課

◆計画の目標数値◆

項　　目	現況値（H27年度）	目標値（H33年度）
一時保育実施箇所数	5箇所	13箇所
延長保育実施箇所数	12箇所	15箇所
病児保育実施箇所数	－	3箇所
学童保育所実施箇所数	29箇所	34箇所
学童保育所利用者数（4月1日現在）	1,077人	1,667人
待機児童数（10月1日現在）	98人	0人
地域密着型サービス施設整備率※⑪	83％	100％
グループホーム（障害）利用者数	161人	186人
認知症啓発サポーター養成講座参加者総数	20,044人	27,000人

※⑪　地域密着型サービス
【高齢者が認知症等介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して生活ができるように、介護サービスを提供するもの。グループホームや認知症対応型デイサービスのほか、小規模多機能型居宅介護などがある。現況値は、目標とする地域密着型サービス施設総数を100としたとき、現在、整備できている施設総数の割合を示したもの。】

目標 4　家庭や地域における男女共同参画の推進

【取組の方向】

少子高齢化や単身世帯の増加等、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家庭や地域活動における男女の役割については、性別に関わりなく互いに協力し合い、バランスよく担えることが大切です。

固定的な性別役割分担意識の問題は、女性の社会参画を妨げるものとして語られることがしばしばですが、同時に「会長や代表は、男性がするもの」、「男性は、弱音を吐いてはいけない」等の意識が男性に負担をもたらしている場合も少なくありません。そのため、男女が互いに支え合い、責任も分かち合いながら家庭生活や地域活動を担い、社会の様々な分野に参画できる環境づくりに努めます。

また、防災分野においても、性別に関わらず防災活動に参画することや災害時における男女のニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

【施策の内容】

（1）男性の家事、育児、介護等への参画意識の醸成

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
34	広報・啓発	日常生活における家事分担等を性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを進めるため、男性の家事、育児、介護等への参画について啓発を行います。	人権・男女共同参画課
35	学習機会の提供	男女が共に協力して家事、育児、介護等を担えるよう、学習機会の提供を行います。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 福祉総合支援課
36	子育て参加の促進	子育てに関する教室、サロン等への父親参加を促進するため、広報・啓発活動を行います。	こども家庭課 健康推進課 （保健センター）

（2）地域活動における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
37	地域活動への男女共同参画	男女が共に地域活動に参画するとともに、自治会をはじめとする地域団体等において女性が積極的に運営方針決定に参画できるよう働きかけます。	まちづくり協働課 人権・男女共同参画課
38	地域活動における女性リーダーの育成	まちづくり協議会等において、地域課題の解決に向け活躍する女性リーダーを育成します。	まちづくり協働課
39	自治会での学習活動の充実	男女共同参画推進員による出前講座の実施や市民に配布する人権啓発冊子での啓発等、地域での学習会の充実に努めます。	生涯学習課 人権・男女共同参画課

(3) 地域防災における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
40	災害時における男女共同参画の推進	災害時における性別役割分担意識や性差に起因する諸問題を解消するため、男女のニーズの違い等男女双方の視点による適切な配慮が図れるよう啓発と体制づくりに努めます。	防災危機管理課
41	地域防災に関する知識の普及	地域の防災活動を高めるため、防災に関する知識の普及を行うとともに、男女が協力して防災活動に取り組む体制づくりの普及に努めます。	防災危機管理課

◆計画の目標値◆

項　　目	現況値（H27年度）	目標値（H33年度）
女性の代表者がいる自治会の割合	1.7％	3.0％
地域社会の中で不平等と感じている人の割合	46.2％	30.0％

目標５　男女の人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくり

【取組の方向】

男女が互いの人権や性の違いを尊重し、様々なライフステージを通じて健康で安心して豊かに暮らせることは、男女共同参画社会を実現する上での基盤となります。

男女が共に生涯を通じて健康に過ごすことができるよう健康づくりに関する支援を充実していきます。また、配偶者や交際相手からの暴力（ＤＶ）は、重大な人権侵害であるとの認識を深く浸透させるため、あらゆる暴力を許さない意識の啓発や被害者の支援、相談体制の充実を図ります。さらに、ひとり親家庭への支援や高齢、障害、外国籍といった社会的支援を必要とする人々が地域で安心して自立した生活ができるよう、行政や関係団体が連携し、相談体制の充実や情報提供を行うなど総合的な支援に努めます。

【施策の内容】

（1）男女の人権尊重についての意識の醸成

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
42	男女の人権に関する啓発活動	人権のまちづくり町別懇談会等を通じて男女の人権に関する啓発に努めます。	生涯学習課 人権・男女共同参画課
43	不適切な性・暴力表現等の排除に向けた取組	青少年の健全育成のため、身近な環境における不適切な性・暴力表現等の有害図書等の排除に努めます。	生涯学習課
44	ハラスメント※⑫等の対策の推進	企業・事業所における相談・支援体制を充実させるため、事業所訪問などを通じた啓発により、セクシュアル・ハラスメント等の人権に関する窓口担当者の設置を促進します。	商工労政課
45	多様な性の尊重	セクシュアル・マイノリティ※⑬に対する理解と認識を深め、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会に向けて、多様な性を尊重する意識の醸成に努めます。	人権・男女共同参画課

※⑫　ハラスメント
【いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動。セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント等様々な種類がある。】

※⑬　セクシュアル・マイノリティ
【性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティとも言う。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害の当事者含む）などが含まれる。】

(2) ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
46	あらゆる暴力を防止するための意識啓発	講座の開催、広報ひがしおうみ、市ホームページの活用等、あらゆる方法でＤＶ、性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた啓発に努めます。	人権・男女共同参画課
47	若年層に対する意識啓発	交際相手からの暴力（デートＤＶ※⑭）に関する認識向上のため、若年層に対する予防啓発、教育・学習を実施します。	人権・男女共同参画課
48	相談体制の充実	ＤＶ被害者に対する相談窓口を設置し、関係機関と連携のもと相談・支援体制を強化します。	こども家庭課
49	被害者の支援に対する取組	関係機関との連携による一時保護等、ＤＶ被害者に対する迅速な支援に努めます。	こども家庭課 人権・男女共同参画課
50	被害者の自立に向けた支援の充実	ＤＶ被害者の個別の状況に応じた自立支援を行い、関係機関と連携しながら支援を実施します。	こども家庭課
51	子どもに対する支援	ＤＶがある家庭環境下で心理的・身体的被害を負っている子どもに対して、関係機関と連携し、安全確保や相談等の支援を行います。	こども相談支援課

※⑭　デートＤＶ
【交際中のカップル間の暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、言葉の暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力が含まれる。】

(3) 生涯を通じた健康づくりへの支援

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
52	妊娠・出産に関する支援	妊娠、出産、不妊症及び不育症について、保健指導と相談等の充実に努め、切れ目ない支援を行います。	健康推進課 （保健センター）
53	健康な身体づくりの推進	男女が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康診査やがん検診の受診勧奨や生活習慣の改善等について啓発や保健指導を行います。	健康推進課 （保健センター） 保険年金課 地域医療政策課
54	発達段階に応じた性教育の推進	教育の場において生命と性を尊重する意識の醸成を促進するため、発達段階に応じた性に関する指導を行うとともに、家庭での性教育を推進するため、保護者に対しても性教育に関する情報提供に努めます。 また、性の多様性に配慮した指導・支援が実践されるよう、教職員の研修を行います。	学校教育課 幼児課
55	性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する情報提供や啓発活動を行います。	健康推進課 （保健センター） 学校教育課

（4）社会的支援を必要とする人への対応の推進

No.	具体的施策	内　　容	担　当　課
56	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の日常生活に支障が生じた場合、必要に応じて子育て支援や生活援助等の支援を行います。また、家庭生活支援員等、支援する人材の育成に努めます。	こども家庭課
57		ひとり親家庭の自立を目指し、関係機関と連携しながら、職業訓練の紹介、資格取得講座の案内等を行い、就労を支援します。	こども家庭課
58		ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員等による相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。	こども家庭課
59	高齢者、障害者、外国人等への支援	高齢者、障害者、外国人等が地域で安心して自立した生活ができるよう、相談体制の充実や情報提供等の支援を行います。	市民生活相談室 福祉総合支援課 障害福祉課 人権・男女共同参画課

◆計画の目標値◆

項　　目	現況値（H27年度）	目標値（H33年度）
健康づくりに取り組んでいる人の割合	H27年度　　－ H28年度　42.3％	46.3％

第6章　計画の総合的な推進

「第２次東近江市男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や本市の特性を踏まえながら市民、事業者等と行政が連携して総合的かつ計画的な推進を図ります。

１　庁内推進体制の充実

〇東近江市男女共同参画推進本部を設置し、庁内関係部署との連携の強化に努め、総合的に取り組みます。

〇公募委員や学識経験者等の委員で構成する「東近江市男女共同参画審議会」において、男女共同参画の推進に関する必要な事項や重要事項を調査審議します。

〇本市における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。

２　男女共同参画推進計画の進行管理

〇毎年度、推進施策の実施状況を点検し、公表します。

３　市民、事業者等との連携

〇男女共同参画社会の実現のため、市民、地域の団体、企業、事業所等との連携を図り、協力して事業を推進します。

４　国、県等関係機関との連携

〇国、県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換等を行い、連携を深めます。

資　　料　　編

・男女共同参画に関する年表
・東近江市男女共同参画推進条例
・東近江市男女共同参画推進条例施行規則（審議会委員名簿）
・東近江市男女共同参画推進本部規程
・男女共同参画社会基本法
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
・用語解説

男女共同参画に関する年表

(1) 世界・国・滋賀県の動き

		世界	国	滋賀県
昭和50年 (1975年)	国連婦人の十年	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催、「世界行動計画」採　択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・総理府婦人問題担当室が業務開始	
昭和51年 (1976年)		・「国連婦人の十年」(1976年～1985年)始まる	・「女子教育職員及び看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行 ・「民法等の一部を改正する法律」 施行 (離婚後の氏の選択自由)	
昭和52年 (1977年)			・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」 策定	・滋賀県婦人問題連絡協議会設置 ・滋賀県婦人問題懇談会設置
昭和53年 (1978年)				・商工労働部労政課婦人対策係設置
昭和54年 (1979年)		・国連総会 「女子差別撤廃条約」 採択		
昭和55年 (1980年)		・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
昭和56年 (1981年)		・ＩＬＯ総会 「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約 (第156号条約)」採択	・婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」 策定 ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 (配偶者の相続分引上げ等)	
昭和57年 (1982年)			・「母子福祉法の一部を改正する法律」 施行 (寡婦も母子家庭に準じた取扱い)	

	世　　界	国	滋　賀　県
昭和58年 (1983年)			・「滋賀の婦人対策の方向～婦人の地位向上をめざして～」策定 ・滋賀県婦人問題懇話会設置
昭和59年 (1984年)	・「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)開催		・労政課を労政婦人課に改称
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化） ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		・「男女雇用機会均等法」施行	・県立婦人センター開所
昭和62年 (1987年)		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988年)		・農水省「農山漁村婦人の日」設定	
平成元年 (1989年)		・文部省、新学習指導要領告示（高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い）	・知事直属婦人行政課設置 ・滋賀県婦人行政推進本部設置
平成２年 (1990年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」策定
平成３年 (1991年)		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定)」策定	
平成４年 (1992年)		・婦人問題担当大臣設置	・婦人行政課を女性政策課に課名改称 ・滋賀県婦人行政推進本部を滋賀県女性政策推進本部に改称 ・滋賀県婦人問題懇話会を滋賀県女性問題懇話会に改称

	世　　界	国	滋　賀　県
平成５年 (1993年)	・国連世界人権会議（ウィーン）開催、「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	
平成６年 (1994年)	・国際人口・開発会議（カイロ）開催	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置 ・内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部設置	・「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第１次改定)」策定
平成７年 (1995年)	・第４回世界女性会議（北京）開催、「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「湖国農山漁村女性プラン」策定
平成８年 (1996年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成９年 (1997年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正	・企画県民部男女共同参画課設置 ・県立婦人センターを県立女性センターに改称 ・滋賀県女性政策推進本部を滋賀県男女共同参画推進本部に改称 ・滋賀県女性問題懇話会を滋賀県男女共同参画懇話会に改称
平成10年 (1998年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	・「パートナーしがの強調週間」（10月第２日曜日から翌日曜日までの８日間） ・「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが2010プラン～」策定

	世　　界	国	滋　賀　県
平成11年 (1999年)		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」一部施行 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会 女性2000年会議（ニューヨーク）開催、「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001年)		・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	
平成14年 (2002年)			・「滋賀県男女共同参画推進条例」施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに改称 ・滋賀県男女共同参画審議会設置
平成15年 (2003年)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」一部施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・政策調整部男女共同参画課に改編 ・「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～」策定

	世　　界	国	滋　賀　県
平成16年 (2004年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行	
平成17年 (2005年)	・国連婦人の地位委員会「北京＋10」（ニューヨーク）開催	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての本的な考え方」答申 ・「介護保険法の一部を改正する法律」一部施行 ・「男女共同参画基本計画(第２次)」策定平成18年(2006年)	
平成18年 (2006年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）開催、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・「障害者自立支援法」一部施行 ・「男女雇用機会均等法」改正	
平成19年 (2007年)		・「パートタイム労働法」改正 ・「ＤＶ防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20年 (2008年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(第２次改訂版)～」策定 ・県民文化生活部男女共同参画課に改編
平成21年 (2009年)		・「育児・介護休業法」改正	

	世　　界	国	滋　賀　県
平成22年 (2010年)	・ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力）「第15回女性リーダーズネットワーク会合」（議長国：日本）	・「第３次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第３次）」策定	
平成23年 (2011年)			・「男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」策定 ・総合政策部男女共同参画課に改編
平成24年 (2012年)	・第26回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		
平成25年 (2013年)		・「日本再考戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ	
平成26年 (2014年)		・「DV防止法」一部改正 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」事業開始
平成27年 (2015年)		・「女性活躍推進法」公布・一部施行 ・「男女共同参画基本計画（第４次）」策定	・商工観光労働部女性活躍推進課に組織改編
平成28年 (2016年)		・「女性活躍推進法」全面施行	・「パートナーしがプラン2020」（男女共同参画計画・女性活躍推進計画）策定

(2) 東近江市の動き

	東　近　江　市
平成17年 (2005年)	・男女共同参画課設置 ・「男女共同参画社会をめざす住民意識調査」実施、職員アンケート調査実施 ・男女共同参画キャッチフレーズ公募 ・男女共同参画リポーター設置 ・男女共同参画推進本部設置 男女共同参画懇話会設置 ・「東近江市職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止に関する要綱」設置
平成18年 (2006年)	・東近江市男女共同参画懇話会「男女共同参画推進計画策定への提言」 ・東近江市男女共同参画推進計画「ともに築く未来プラン」の策定
平成19年 (2007年)	・男女共同参画社会づくり市民会議設置
平成23年 (2011年)	・東近江市男女共同参画市民意識調査の実施 ・東近江市男女共同参画社会づくり市民会議「男女共同参画推進計画・後期計画策定への提言」 ・東近江市男女共同参画推進計画「ともに築く未来プラン」後期計画の策定
平成24年 (2012年)	・「東近江市男女共同参画を推進する条例策定委員会要綱」設置
平成25年 (2013年)	・「参画の日」（毎年６月２３日）設定 ・東近江市男女共同参画を推進する条例策定委員会設置
平成26年 (2014年)	・東近江市男女共同参画を推進する条例策定委員会「東近江市男女共同参画推進条例への提言」 ・「東近江市男女共同参画推進条例」制定
平成27年 (2015年)	・市民環境部人権・男女共同参画課に組織改編 ・「東近江市男女共同参画推進条例」施行 ・「東近江市男女共同参画審議会」設置（東近江市男女共同参画社会づくり市民会議廃止） ・「東近江男女共同参画推進員会」設置（東近江市男女共同参画リポーター廃止） ・「東近江市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成28年 (2016年)	・東近江市男女共同参画審議会「第２次東近江市男女共同参画推進計画の基本的な考え方」答申
平成29年 (2017年)	・「第２次東近江市男女共同参画推進計画」策定

○東近江市男女共同参画推進条例

平成26年12月19日
条例第39号

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市と市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　市民　市内に在住、在勤又は在学している個人並びに市内で活動している団体及び事業者をいう。

(3)　事業者　市内において、事業活動を行う個人、法人等をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1)　男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、性に基づく差別的取り扱いを受けることなく、互いの特性を認め合い、それぞれの個性や能力を発揮する機会が均等に確保されること及びあらゆる人の人権が尊重されること。

(2)　性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3)　男女が性別にかかわりなく、市の施策又は家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場における意思決定に対等な立場で共同して参画する機会が確保されること及び経済活動の分野において、対等な就業環境のもとに、個人の力が発揮できること。

(4)　家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、仕事と生活の調和を保ち、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動に対等に参画できるよう両立することができること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施するものとする。

２　市は、市民、国、滋賀県及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画を推進するものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、性別にとらわれることなく、均等に参画する機会及び待遇を確保するとともに、仕事と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう、職場環境づくりに努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第６条　何人も、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第７条　何人も、広く提供する情報において、前条に規定する性別を背景とした人権侵害を是認し、又は助長させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

（推進計画）

第８条　市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施

するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2　市長は、推進計画を定め又は変更しようとするときは、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第17条に定める審議会の意見を聴くものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

（附属機関等の委員）

第10条　市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するに当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が規則で定める率未満とならないよう努めるものとする。

（広報啓発活動）

第11条　市は、市民が男女共同参画への関心及び理解を深められるよう、広報及び啓発活動を行うものとする。

（活動等への支援等）

第12条　市は、市民が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2　市は、推進施策を積極的に実施している事業者の公表を行うことができるものとする。

（年次報告）

第13条　市長は、毎年度、推進施策の実施状況について公表するものとする。

（調査研究等）

第14条　市は、推進施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

（相談への対応）

第15条　市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民から相談があった場合は、関係機関と連携し、対応するものとする。

（苦情への対応）

第16条　市長は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画審議会）

第17条　市長は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、東近江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、前項及び第8条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するものとする。

3　審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

4　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

○東近江市男女共同参画推進条例施行規則

平成27年１月21日
規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、東近江市男女共同参画推進条例（平成26年東近江市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関等の委員の数）

第２条　条例第10条に規定する「規則で定める率」は、10分の4とする。

（審議会の構成）

第３条　条例第17条に規定する東近江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が総数の10分の４未満とならないものとする。

(1)　学識経験を有する者
(2)　公募による市民
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに不在の場合は、市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　審議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、市民環境部人権・男女共同参画課において処理する。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則(平成27年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

○東近江市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成27年４月１日～平成29年３月31日
（敬称略、順不同）

氏　名	備　考	
神部　純一	学識経験者	会長
青地　弘子	市民・団体代表者	副会長
平田　真弓	一般公募	
工藤　洋二	市民・団体代表者	
河島　美智子	〃	
小泉　日出利	〃	
廣田　博文	〃	
藤島　裕子	〃	
今井　恵美	〃	

○東近江市男女共同参画推進本部規程

平成17年２月11日
訓令第27号
改正　平成17年４月１日訓令第62号
平成18年４月１日訓令第10号
平成19年４月１日訓令第19号
平成20年４月１日訓令第７号
平成21年４月１日訓令第20号
平成23年４月１日訓令第13号
平成27年４月１日訓令第14号
平成28年４月１日訓令第８号

（設置）

第１条　男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を、総合的かつ効果的に推進するため、東近江市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次の事務を所掌する。

(1)　男女共同参画に関する基本的かつ総合的な企画及び推進に関すること。

(2)　男女共同参画計画の策定に関すること。

(3)　男女共同参画施策の推進に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(4)　その他男女共同参画施策の推進に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

２　本部長は、副市長をもって充てる。

３　副本部長は、教育長をもって充てる。

４　本部員は、政策監、部長（議会事務局長及び教育部長を含む。）をもって充てる。

（職務）

第４条　本部長は、推進本部の事務を統括する。

２　本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

３　副本部長及び本部員は、それぞれの所掌事務を処理する。

（会議）

第５条　推進本部の会議は、本部会とし、本部長が招集する。

２　本部会は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、第２条に規定する所掌事務について審議決定する。

（推進委員会）

第６条　推進本部は、第２条に規定する所掌事務を推進するに当たり、必要に応じ、推進委員会を置くことができる。

（事務局）

第７条　推進本部の事務を処理するために、事務局を市民環境部人権・男女共同参画課に置く。

（その他）

第８条　この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成17年２月11日から施行する。

附　則（平成17年訓令第62号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年訓令第10号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年訓令第19号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第３条第１項の規定により、その任期中に限り、なお従前の例により在職することとされた収入役の在職期間中においては、第３条第３項中「教育長」とあるのは、「収入役及び教育長」とする。

附　則（平成20年訓令第７号）

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成21年訓令第20号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年訓令第13号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年訓令第１４号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年訓令第８号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

（平成11年６月23日法律第78号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨と

して、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成十一年六月二三日法律第七八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附　則　（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文
第一章総則（第一条・第二条）
第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章保護命令（第十条―第二十二条）
第五章雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二補則（第二十八条の二）
第六章罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章に

おいて同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が

取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算　して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶

者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ること

により保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護　命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第

一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお

従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年四月二三日法律第二八号〕　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第一四条並びに第一九条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目　次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
　第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
　第二節　一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
　第三節　特定事業主行動計画（第十五条）
　第四節　女性の職業選択に資する情報の公表
　　（第十六条・第十七条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条―第三十四条）
附　則

第一章　総　則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。　これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主について

は、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十五条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関わる取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は

変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会

の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑　則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条　第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰　則

第二十九条　第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第四項の規定に違反した者

二　第二十四条の規定に違反した者

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項の規定に違反した者

二　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条　第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

（以下略）

用語解説

用　　語	解　　説
ア行	
イクメン	子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性、または、将来そのような人生を送ろうと考えている男性
イクボス	職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理者）
エンパワーメント	「力をつけること」の意で、一人一人が社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。
カ行	
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、話し合い文書で取り決めを行うもの。
キャリア教育	学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技術を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
キャリア形成	勤労や職業に関する経験を積むことや職業に関する専門的な知識や技術を身につけること。
サ行	
セクシュアル・マイノリティ	性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティとも言う。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者含む)などが含まれる。
タ行	
地域密着型サービス	高齢者が認知症等介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して生活ができるように、介護サービスを提供するもの。グループホームや認知症対応型デイサービスのほか、小規模多機能型居宅介護などがある。
デートＤＶ	交際中のカップル間の暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、言葉の暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力が含まれる。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力が含まれる。
ハ行	
ハラスメント	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動。セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント等様々な種類がある。 ※セクシュアル・ハラスメント 性的嫌がらせ。特に職場などで、異性の相手に不快な思いをさせる言動 ※マタニティ・ハラスメント 働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや妊娠・出産、育児休業などを理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な扱い ※パワー・ハラスメント 職責上の立場を利用した嫌がらせのことで、職権などの権力や地位を背景にし、本来の業務を超えて、人格と尊厳を傷つける行為
病児保育	子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者も就労等で保育できない場合に保育士や看護師がいる専用施設で一時的に預かり、保育・看護を行う事業
ファミリー・サポート・センター	子育ての手伝いをしてほしい人と子育ての手伝いができる人が会員登録をし、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が有料で援助し合う会員組織のこと。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	誰もが人生の段階に応じて、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

第２次東近江市男女共同参画推進計画

（発行年月：平成 29（2017）年3月）

発行　東近江市

編集　東近江市市民環境部人権・男女共同参画課

〒527-8527　滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL：0748-24-5620　　IP 050-5801-5620

FAX：0748-24-0217